あきる野市教育基本計画

（第２次計画）

（案）

おとなが手本の

あきる野市

平成２６年３月

あきる野市教育委員会

（表紙裏面）

は　じ　め　に

今日の教育を取り巻く状況は、加速する少子高齢化や情報化、グローバル化※の進展など、社会情勢が急速に変化する中にあって、いじめや不登校、規範意識や社会性の欠如、家庭や地域の教育力の低下など様々な課題が生じています。

このような中、あきる野市教育委員会では、平成１９年から「おとなが手本のあきる野市」をスローガンとして掲げ、一人一人を大切にする「特別支援教育※の推進」の考え方を基本として、学校教育の充実と市民の生涯学習の推進に努めてまいりました。

平成２３年３月には、教育目標である「人が育ち　人が輝く　あきる野の教育」を実現するため、平成２３年度から平成２５年度まで３か年を計画期間とする「あきる野市教育基本計画」を策定し、１２項目を重点施策として取り組んでまいりました。

このたび、３か年の計画期間が終了することに伴い、第２次の教育基本計画を策定するものです。計画の改訂に当たっては、これまでの施策推進の視点や方針を引き継ぎつつ、各施策の成果と課題や今後予想される地域社会の変化等を踏まえて、できる限り目標の指標を明確にしつつ、実現に必要な施策を体系的に整理しました。

あきる野市は、豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統・文化が今に受け継がれています。教育委員会は、それらを通じて、子どもたち一人一人が豊かな人間性を育み、社会の中で自立し、活躍していくこと、また、市民一人一人が生涯学び続け、生き生きと活動し、地域で活躍していくことができるよう、今ある資源を最大限に生かし、積極的に教育施策を展開してまいります。

今後の計画の推進につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

あきる野市教育委員会

「おとなが手本のあきる野市」

「おとなが手本のあきる野市」とは、「おとなが子どもの手本となるように行動することにより、子どもに良い影響を及ぼし、規則正しい生活習慣や社会性、規範意識などが高められる」などの効果を期待できる一方で、「おとなも意識して、子どもの手本となるような行動を心がけるようになる」という相互作用により、家庭の教育力だけではなく、地域社会の教育力の向上も図っていこうとする取組です。

平成１９年７月　あきる野市教育委員会提唱

あきる野市教育委員会 教育目標

「人が育ち　人が輝く　あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成２５年１２月決定

あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針１　人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

基本方針２　豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

基本方針３　生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

基本方針４　家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

【目　　次】

第１章　「あきる野市教育基本計画（第２次計画)」の策定に当たって
１　策定の基本的な考え方
（１）策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（４）計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　「あきる野市教育基本計画（第１次計画)」の達成状況
（１）学校教育について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）生涯学習について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（３）家庭、学校、地域の連携について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　「あきる野市教育基本計画（第２次計画)」の施策目標
１　あきる野市が目指す子ども像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
２　あきる野市が目指す市民の生涯学習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３　現状と課題について
（１）学校では ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（２）家庭では ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）地域では ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第３章　「あきる野市教育基本計画（第２次計画)」の体系
１　重点施策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
２　７年間の取組目標と基本施策
（１）取組目標１
小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する ・・１０
（２）取組目標２
多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する ・・・・・・・・・・・・・１３
（３）取組目標３
学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する ・・・・・１４
（４）取組目標４
児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する ・・１５
（５）取組目標５
家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくり
を推進する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（６）取組目標６
市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する ・・１９
（７）取組目標７
家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成
活動を支援し、推進する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

３　施策体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第４章　平成２６～２８年度の実施計画
１　基本施策１　いじめ不登校０（ゼロ）への挑戦　・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２　基本施策２　豊かな人間性を育む教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・２８
３　基本施策３　国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進　・・・・・３１
４　基本施策４　子ども読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
５　基本施策５　学力向上対策の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
６　基本施策６　体力向上・健康増進に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・３８
７　基本施策７　特別支援教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
８　基本施策８　特色ある学校づくりと学校運営の改善　・・・・・・・・・・・・４４
９　基本施策９　教員の資質・能力の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
10　基本施策 10　学校施設・設備の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
11　基本施策 11　教育の機会均等などの確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
12　基本施策 12　学校安全安心対策の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
13　基本施策 13　学校支援体制の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
14　基本施策 14　教育情報の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
15　基本施策 15　生涯学習活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
16　基本施策 16　スポーツの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
17　基本施策 17　文化の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
18　基本施策 18　文化財の保護と活用の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
19　基本施策 19　施設の効率的な管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
20　基本施策 20　青少年の健全育成の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
21　基本施策 21　家庭教育の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
22　基本施策 22　幼児教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

《資料》
１　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会設置要領　・・・・・・・７６
２　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会委員名簿　・・・・・・・７７
３　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定の経過　・・・・・・・・・・・７８
４　用語の説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
※　本文中※印が右上に付いている用語について、説明をしています。
５　主な基礎データ
（１）人口推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
（２）児童・生徒数の推移及び今後の推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
（３）学校施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
（４）生涯学習関連施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
６　関係法令
（１）教育基本法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
（２）生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律　・・・・・・・９１

第１章　「あきる野市教育基本計画（第２次計画）」の策定に当たって

１　策定の基本的な考え方

（１）策定の趣旨

あきる野市教育委員会では、平成２３年３月、あきる野市総合計画後期基本計画の策定に合わせて「あきる野市教育基本計画」（平成２３～２５年度）（以下「第１次計画」という。）を策定し、教育の振興のため、各施策を計画的に推進してきました。

平成１８年１２月に改正された教育基本法では、地方公共団体に対して、「その地域の実情に応じ、当該地方自治体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定しており、第１次計画は、市の教育振興推進計画として策定したものです。

一方、国においては、法律の規定に基づき、第１期の教育振興基本計画に引き続き、平成２５年６月に第２期の教育振興基本計画を閣議決定しました。第２期計画では、各学校間や学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を掲げています。また、東京都においても、平成２５年４月に東京都における新たな教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン（第３次）」を策定し、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、変化の激しい時代において、自ら学び、考え、行動する力や社会の発展に貢献する力を培うことを基本理念としています。

「あきる野市教育基本計画（第２次計画）」（以下、「本計画」という。）は、第１次計画の方針を引き継ぎつつ、国や東京都の計画を踏まえて、教育目標である「人が育ち　人が輝く　あきる野の教育」を実現するための新たな教育振興計画として策定するものです。

（２）計画の位置付け

本計画は、あきる野市の教育の振興施策に関する基本的な計画を定めるもので、あきる野市総合計画「ヒューマン・グリーンあきる野」（以下「総合計画」という。）の教育の分野を担うものです。

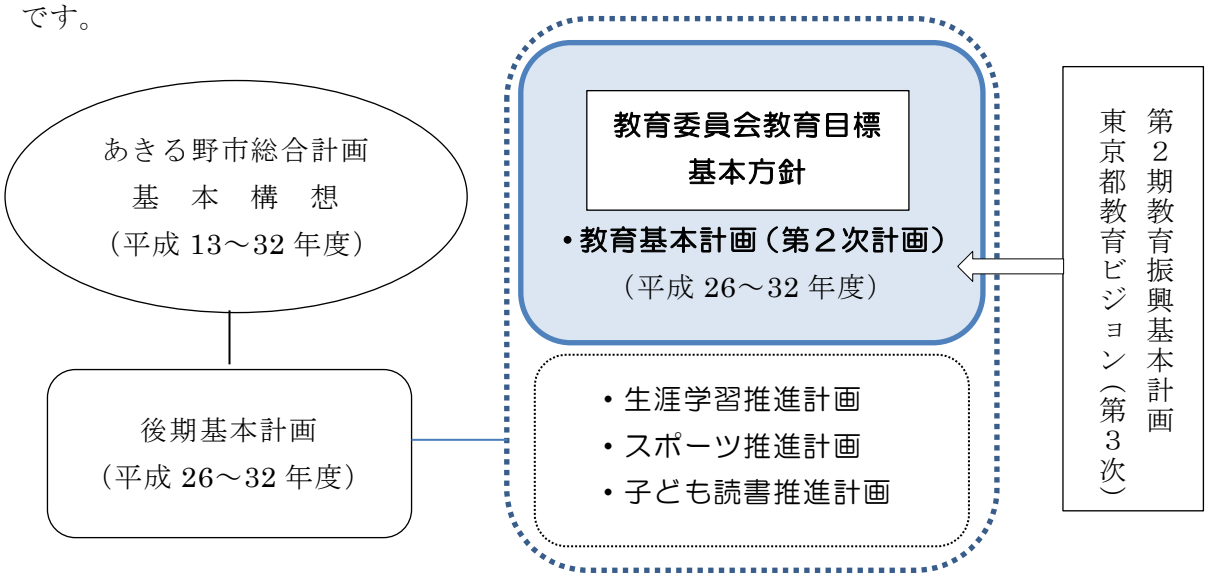

（３）計画期間

計画期間は、総合計画後期基本計画（平成２６～３２年度）の計画期間に合わせ、平成２６年度から平成３２年度までの７年間とします。

（４）計画の進行管理

本計画の策定に合わせて、平成２６年度から平成２８年度までの３年間の具体的な施策、事業の実施年度を定めた実施計画を策定します。実施計画は、実施年度の計画期間が終了となる平成２８年度において成果と課題を整理し、新たに平成２９年度から平成３２年度まで４年間の実施計画を策定することとします。

計画の進行管理に当たっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２７条に規定する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に基づき、毎年度、基本施策と実施計画の実施状況の点検・評価を行います。また、その結果については報告書を作成し、議会に提出するとともに市民に公表します。

さらに、各年度の点検・評価結果を踏まえて、実施計画の施策及び事業の見直しを行い、計画の改善に努めることとします。

本計画の計画期間中、社会状況の変化や市の総合計画、国・東京都の制度改正など新たな展開や見直しがあった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

２　「あきる野市教育基本計画（第１次計画）」の達成状況

（１） 学校教育について

学校教育については、「生きる力」を育む教育の推進、学校経営力・教職員の資質の向上、学校教育環境の整備の３つの視点から各施策に取り組んできました。

「生きる力」を育む教育の推進では、本市の教育の基本としている、一人一人の子どもを大切にする「特別支援教育」の考え方を踏まえて、各学校において、積極的に豊かな心を育み、学力向上、体力向上を図る取組を推進しました。また、施策としての特別支援教育では、各学校において特別支援教育コーディネーター※を中心として組織的な取組を推進し、体制整備を強化するとともに、巡回相談※の取組や副籍交流※などで成果を上げました。今後の取組としては、「障害者基本法」の改正趣旨に沿って、就学前の支援策について市の健康福祉部と教育委員会の役割を明確にしながら、更に充実していく必要があります。また、教育相談体制については、平成２５年度から全小中学校に配置されたスクールカウンセラー※を活用し、組織的な相談活動をさらに推進させる必要があります。

小中一貫教育の推進では、平成２６年度からの実施に向けて「小中一貫教育推進基本計画」を策定し、市の方針を市民に公表しました。今後の取組として、市内の各中学校区を単位とした小中一貫教育を確実に推進し、小中学校の教職員の連携・協働により、９年間を見通した指導計画の作成と実施、小中一体となった取組を推進するとともに、学力や体力等に関わる各種調査結果の分析や課題を共有化し、一貫教育の中で改善をしていく必要があります。

学校経営力・教職員の資質の向上では、各学校において、地域の人材を講師や指導者として招へいする取組が進んでいます。また、学校評価を工夫し、学校運営の改善・充実に向けて活用しました。さらに、各学校と教職員研修センターが連携し、研修体制を充実させ、教職員の資質の向上を図りました。

今後の取組としては、各学校において重点目標を設定し、目標達成に向けて組織的に取り組むことにより、特色ある学校づくりと学校運営の改善を図っていきます。また、多様な教育課題に対応するため、ＯＪＴ※(職場内研修)や各種研修会を活用し、教職員の資質の向上を図っていきます。

学校教育環境の整備では、懸案であった小中学校の耐震化や小中学校全教室へのエアコン設置が完了し、学習環境の向上を図りました。また、トイレの洋式化を始め老朽化した施設の改修についても計画的に実施しました。児童数が減少していた戸倉小学校と小宮小学校については、統合について地域の理解が得られ、小宮小学校は平成２４年度から、戸倉小学校は平成２５年度から五日市小学校へ統合し、児童の教育環境の向上を図ることができました。施設の老朽化が進んでいる学校給食センターについては、施設・設備の在り方について検討を行い、整備方針を定めた「あきる野市学校給食センター整備計画」を策定し、市民に公表しました。

今後の取組としては、学校施設について、更なる安全性の向上のため、天井や照明など非構造部材の耐震化※を実施するとともに、老朽化への対応については、市所有施設の全体整備計画の中で計画的に整備を進めていきます。また、学校給食センターについては、整備計画を基にして、施設整備の準備を進めていきます。

（２） 生涯学習について

生涯学習については、生涯学習・文化・スポーツの振興を視点として各施策に取り組んできました。平成１８年に改正された教育基本法では、新たに生涯学習の理念が規定され、これまでの学習の場の提供を中心とする施策に加えて、市民自らが主体的に学習し、その学習成果を生かした社会活動が展開できるよう、後押しすることが行政の役割として位置付けられました。市ではこのことを踏まえて、平成２３年度に「あきる野市生涯学習推進計画　あきる野学びプランⅡ」を策定し、計画的に生涯学習行政を展開してきました。生涯学習スポーツ課では、市民を対象とした生涯学習のコーディネーター養成講座を始め、指導者の育成や環境づくりを進めてきました。

また、公民館では、講座に多くの市民が集い、市民自らが企画して講座を実施しています。図書館では、幅広い年齢層の市民が日常的に資料や施設を利用しています。さらに、児童・障がい者サービスなどでは、市民がボランティアとして活動しています。

今後の取組としては、市と各種団体が協力及び連携を図り、学習活動の環境整備を進めるとともに、公民館においては更に市民参加を進め、多様化する学習活動の充実を図っていきます。図書館においては、電子書籍等新たなメディアの動向を踏まえながら、市民の学習に必要な資料の収集に努めるとともに、多様な分野のニーズに合わせた養成講座を実施し、ボランティアの育成等市民協働事業を充実していきます。

市民スポーツの推進では、国のスポーツ振興策として設置が求められている総合型地域スポーツクラブ※が、秋川地区、五日市地区の２か所で設立され活動が開始されました。また、多くの市民が気軽にスポーツを楽しめるよう「あきる野市スポーツ推進計画」を策定しました。

今後の取組としては、スポーツ推進計画を踏まえ、体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携しながら、各種市民スポーツの推進や施設の充実を図っていきます。

市民文化の振興では、秋川キララホール等を拠点として多様な事業を展開するとともに、市民の芸術文化の発表の場を提供し、市民文化の向上を図ってきました。文化財の保護とその活用については、各種のイベントに合わせて文化財を公開するなど、広く市民に郷土学習の機会を提供

し、郷土の歴史や文化財に対する理解につなげることができました。さらに、各種写真資料や深沢家文書等のデジタル化を実施し、資料の整備を図りました。

今後の取組としては、市民解説員やそれぞれの協力団体と連携し、市民との協働により文化の振興を図っていきます。

生涯学習施設の管理運営については、効率的・効果的な運営を進めるため、五日市ファインプラザ、市民プール、あきる野ルピア、秋川キララホール、秋川体育館及び中央公民館に指定管理者※制度を導入しました。今後は、運営の効率性、市民サービスの向上などの観点から、それらの効果を検証し、適切に施設を管理運営していきます。

（３）家庭、学校、地域の連携について

学校の安全安心対策では、ＰＴＡや町内会・自治会の方々などによる学校安全ボランティアが、登下校時の見守り活動を実施し、安全強化に協力していただいています。また、学校では、警察等関係機関と連携してセーフティ教室※を実施し、児童・生徒の危機を予測し回避する能力を向上させるとともに、家庭、学校、地域が連携した安全活動の充実を図ることができました。

児童・生徒の学校外での活動については、青少年体験活動に関する相談や支援者の紹介等を行い、体験活動・社会活動を支援してきました。「放課後子ども教室※」では、地域のボランティアの協力を得ながら活発な活動を行っており、放課後の体験活動を充実させることができました。参加児童数は年々増加して地域のニーズも高まっており、新たに五日市小学校においても教室を立ち上げることができ、その充実を図ることができました。

地域等の学校への支援体制の強化については、学校支援地域本部事業※の充実や、開かれた学校づくりを推進するための学校公開などが行われています。さらに、保護者や地域の方々で構成する学校評議員による学校関係者評価や、保護者アンケートを実施して、学校の自己評価の結果とともに、その結果を公表するなど、学校評価の充実と公開に努めています。

児童・生徒一人一人が地域や学校で安全に生き生きと過ごしていくためには、このように地域の資源や人材を活用し、様々な人と触れ合い、活動する場を充実していく必要があります。学校では一層開かれた学校づくりを推進し、保護者、地域の人材を積極的に活用した教育を推進していきます。

青少年の健全育成については、次代の担い手である青少年が地域社会の一員として、健全な環境の中で育てられ、心身ともに健やかで人間性豊かに成長できるよう、青少年問題協議会を始め関係団体等と協力・連携を図りながら、種々の事業を展開していきます。

第２章　「あきる野市教育基本計画（第２次計画）」の施策目標

本計画を策定するに当たり、教育基本法など関係諸規定を踏まえて、目指す子ども像と目指す市民の生涯学習を定め、施策の目標とします。

１　あきる野市が目指す子ども像

教育基本法では、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成」「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成」「我が国の伝統と文化を基盤として国家社会を生きる日本人の育成」を基本理念としています。

また、東京都が目指す教育として、「教育ビジョン（第３次）」では、「社会全体で子どもの知・徳・体を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会に貢献する力を培う」ことを基本理念としています。

あきる野市教育委員会の教育目標では、「子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する」としています。

こうしたことから、あきる野市では、全ての子どもたちに、確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を身に付けさせるとともに、自ら課題を見付け、主体的に考えて判断し、解決していく能力や社会の一員として公共の精神を持ち、社会的に主体的に参画して、郷土の豊かな自然と伝統・文化の保全や新しい文化を創造していく能力を身に付けさせることが重要であると考えます。

＜目指す子ども像＞
○自他の人権を尊重し、思いやりの心と規範意識を持って行動する子ども
○確かな学力と健康でたくましい心身を持ち、生涯を通じて学び続ける子ども
○郷土の自然・文化を継承し、地域の一員として発展に貢献しようとする子ども
○国際的な視野を持ち、他者と積極的にコミュニケーションを図ろうとする子ども

２　あきる野市が目指す市民の生涯学習

教育基本法では、平成１８年の改正において新たに生涯学習の理念が規定され、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定義付けられました。

これを踏まえ、「あきる野市生涯学習推進計画」では、市民一人一人が生涯にわたる学習活動を通して自己実現を図るとともに、そこで得た成果を、地域に還元することで地域社会の発展に寄与することが期待されていることから、基本理念を「あなたが主役　創ろう！　ともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習」と定めました。

また、本市の教育目標では、「すべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。」としており、科学技術の進歩、社会構造の変化、高齢化の進展、自由時間の増大などに伴って、生涯学習社会に向けた教育行政の役割はますます大きくなっていると考えます。

＜目指す市民の生涯学習＞
○市民が生涯のいつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができること
○市民が学習の成果を生かし、様々な活動を通して、地域力を育む主体となること

３　現状と課題について

（１）学校では

あきる野市立の小中学校は、教育委員会の教育目標及び教育基本計画の下、「一人一人の子どもを大切にする特別支援教育」の考え方を基本として、「生きる力」を育むために、きめ細やかな教育活動を展開しています。

各学校では、児童・生徒や地域の実態に即して教育目標や教育課程を定め、基礎的・基本的な学力の定着と豊かな心、健康でたくましい体の育成を目指し、各教科・領域における指導方法の改善や体験活動の充実を図ってきました。そして、自律的な学校経営に向けた学校評価や地域との連携・協力体制を整え、地域に根ざした学校づくりを進めてきました。

現在、特別な支援を必要とする子どもへの対応や家庭の教育力の低下が指摘される中、確かな学力の確実な定着と豊かな心の育成、体力の向上が求められています。

今後は、小中一貫教育を確実に推進していく中で、小中学校の連携・協働をより一層深め、個に応じた指導の一層の充実を図ることが必要です。

学力の定着については、国や東京都の学力調査や意識調査等の結果から、子どもたちの学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、学力の向上を図ることが課題です。

小中一貫教育の下、９年間の指導計画に基づく継続的な指導に加え、外部人材や地域の教育力を積極的に活用して子どもの知的好奇心を高め、個に応じた指導の充実や家庭と連携した学習の充実を図ることが求められます。

また、豊かな心を育み、深刻ないじめ問題など健全育成上の問題を未然に防止していくためには、道徳の時間を基本とする心の教育の一層の充実を図るとともに、コミュニケーション能力を高める言語活動や地域の自然環境を活用した体験活動の充実を図ることが必要です。

体力の向上については、２０２０年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることから、子どもたちの意欲を高め、体力調査の結果に基づく取組や小中一貫教育での９年間の指導計画に基づく指導、小学生の部活動体験などにより、充実を図ることが重要です。

さらに、保護者や地域社会からの要請が多様化する中、教員の多忙化や若手教員の増加に伴い、体罰等の根絶を含む教職員の資質・能力の向上が急務となっています。

（２）家庭では

改正された教育基本法では、保護者は、「子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める。」としています。家庭教育は、全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの拠り所となるものです。

現在、社会構造の変化や核家族が進行する中、就労時間の長時間化による子どもと接する時間の減少や、地域社会との関わりの希薄化による孤立化などから、十分な教育環境を整えることができない家庭もあります。

また、いじめや不登校、児童虐待の増加など、問題が複雑化、多様化する中で、関係機関と連携した支援を必要とする家庭も増加しています。

さらに、価値観の多様化により、教育に対する保護者等からの意見や要望も多様化し、学校だけでは対応、解決できない事例もあり、社会問題化しています。

このようなことから、健全育成上の問題については、早期に発見、対応し、課題のある子どもに対する指導を行うとともに、その保護者への支援を行う必要があります。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実が重要であることから、新たな制度を構築し、取り組んでいく必要があります。

（３）地域では

地域は、家庭や学校という固定化された人間関係の枠を超えて、様々な体験や関わりを通した学びができる場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を果たしています。

しかし現在、生活様式の変化や価値観の多様化などによって、地域において異年齢の子ども同士や、異世代の人々が関わる機会が減り、家庭が地域社会と積極的に関わりを持つことが少なくなっています。

そのため、地域が本来持っている教育力が十分に発揮されず、自然体験などの体験活動の不足や、人との関わりを通して養われるべきコミュニケーション能力の低下、青少年の凶悪犯罪やいじめ問題の多発が大きな課題となっています。

こうした中、学校教育への期待や要望はますます高くなっていますが、子どもたちの健やかな成長は、学校だけで実現できるものではなく、家庭も含めた地域社会が、それぞれ役割や機能を理解し、連携しながら課題に取り組んでいくことが重要です。

本市においては、学校支援地域本部事業や放課後子ども教室を始め、学校安全ボランティアや伝統・文化理解教育及び部活動の技術指導など、地域が一体となって学校を支援しようとする地域住民も多く、協働体制づくりが推進されています。

今後も、このような地域の資源や人材を活用して、子どもたちが地域や学校で安全に活動できる場や機会の充実を図っていくことが必要です。

一方、生涯学習においては、行政による学習の場や機会の提供から、市民参加型、提案型学習への転換と、学習成果を生かす「知の循環型社会※」づくりを進め、市民と行政との協働による地域づくり・まちづくりを推進することが求められています。

そのためには、市民自らが学習成果を生かして地域の課題を解決する仕組みづくりや地域の人材の積極的な活用、及び生涯学習関連施設の整備と機能の充実を図ることが必要です。

また、青少年の健全な育成を進めていくためには、家庭、学校はもとより、地域の協力が必要であり、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。

このことから、町内会・自治会を始め関係団体等との連携・協力を深めながら、青少年の健全育成施策の充実を図ることが必要です。

スポーツについては、次代を担う子どもたちの心身の健全な育成を図るとともに、働き盛り世代の健康づくりや高齢者の生きがい対策など、多くの効能があることが指摘されています。

特に、２０２０年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックは、コミュニティーや地域経済の活性化を促すものとして、その役割も期待されています。

第３章　「あきる野市教育基本計画（第２次計画）」の体系

１　重点施策について

あきる野市教育委員会は、学校教育において、特別な支援を必要とする子どもに限らず、全ての子どもたちが、個に応じた指導や支援が受けられるよう特別支援教育を推進してきました。

第２次計画を推進するに当たっても、この一人一人を大切にする特別支援教育の考え方を施策の基本とし、家庭、学校、地域の現状を踏まえて、目指す子ども像・目指す市民の生涯学習の実現に向けて施策を展開していきます。

学校教育においては、小中学校の連携を強化した小中一貫教育を推進し、「いじめ不登校０（ゼロ）への挑戦」「学力向上対策の強化」「特別支援教育の推進」を重点施策とし、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成していきます。

生涯学習・文化・スポーツにおいては、少子高齢化の進展や自由時間の増大など社会情勢の変化を踏まえて、市民との協働を推進し、「生涯学習活動の推進」「スポーツの推進」「青少年の健全育成の推進」を重点施策とし、市民が生涯にわたって多様な学習機会を選択して学び、学習成果が生かせるよう推進体制の整備を進めていきます。

平成２６年度から平成３２年度までの重点施策

- **いじめ不登校０（ゼロ）への挑戦**
- **学力向上対策の強化**
- **特別支援教育の推進**
- **生涯学習活動の推進**
- **スポーツの推進**
- **青少年の健全育成の推進**

あきる野市教育委員会重点施策

（平成２６年度から平成３２年度）

人が育ち　人が輝く　あきる野の教育

あきる野市教育委員会は、一人一人を大切にする「特別支援教育」の考え方の下、６の施策を重点として取り組んでいきます。

市民との協働の推進　　**小中一貫教育の推進**

おとなが手本のあきる野市

２　７年間の取組目標と基本施策

（１）取組目標１

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

情報化が進展し、変化の激しい社会の中で、自ら考え、判断し、希望に満ちた未来を切り拓くため、「生きる力」を育む教育が一層求められます。

あきる野市教育委員会では、小中一貫教育を充実させる中で、児童・生徒の長所や課題を分析し、「目指す子ども像」と「育てたい力」を設定し、義務教育９年間を通して知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する教育を充実させます。

基本施策１　いじめ不登校０（ゼロ）への挑戦　**重点施策**

児童・生徒が他者との関わりの中で人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。

とりわけ、いじめや不登校といった課題については、人間関係や、家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密に図り、組織的に対応していくことが重要です。

そこで、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年９月２８日施行）の趣旨を踏まえて「いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止と早期発見、早期対応に重点を置き、学校における教育相談体制や学校と関係機関との連携体制を充実させます。

【事務事業】（４事業）

（１）いじめ防止対策の強化　（指導室）
（２）学校における教育相談体制の充実　（指導室）
（３）学校と教育相談所との連携体制の充実　（指導室）
（４）学校と適応指導教室※との連携体制の充実　（指導室）

基本施策２　豊かな人間性を育む教育の推進

児童・生徒が社会の中でより良い人間関係を構築し、豊かな社会生活を送るためには、人権尊重の精神を基盤とし、自他を大切にする心や規範意識など道徳的価値に関する自覚を深め、道徳的実践力を高めていくことが重要です。

また、他者や社会、自然環境との豊かな関わりの中で、これらとともに生きていく態度や能力を身に付けていくことが重要です。

そこで、人権教育の視点に立ち、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図るとともに、様々な自然体験や社会体験、交流活動を重視して、児童・生徒一人一人に豊かな人間性を育む教育を充実させます。

さらに、社会貢献活動を通じて、自らの適性を考える機会を提供するとともに、社

会の一員としての役割や、人と人との関わりの中で他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

【事務事業】（６事業）

（５）人権教育の推進及び啓発　（指導室）
（６）道徳教育の推進　（指導室）
（７）キャリア教育※の推進　（指導室）
（８）友好姉妹都市栗原市交流事業の実施　（指導室）
（９）環境教育の推進　（指導室）
（10）図書館インターンシップ事業※の充実　（図書館）

基本施策３　国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進

グローバル化が進展する中で、自分たちとは異なる文化と共存し、国際社会の中で活躍していくためには、我が国や郷土の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、２０２０年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、外国の文化や言語について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度を育てることが重要です。

そこで、伝統・文化理解教育では、郷土の伝統・文化活動を積極的に活用し、学習活動や学校行事等に取り入れるとともに、地域の伝統・文化継承活動への参加を推進します。

一方、外国語教育においては、外部人材を効果的に活用してコミュニケーションの能力と態度を育成する教育を充実させるとともに、国際化に向けた環境を整備していきます。

また、国際姉妹都市である米国マールボロウ市との教育交流事業を実施し、国際的視野を持つ人材の育成など、国際社会で活躍できる能力・態度を育成する教育を充実させます。

【事務事業】（３事業）

（11）伝統・文化理解教育の推進　（指導室）
（12）外国語指導員の活用　（指導室）
（13）国際姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進（指導室・生涯学習スポーツ課）

基本施策４　子ども読書活動の推進

子どもたちが個性を伸ばし、豊かな創造力を発揮して生活するためには、読書に親しむ中で、語彙（ごい）力を広げ、感性を磨き、思考力や表現力を高めることが重要です。

このことから、「第一次あきる野市子ども読書活動推進計画」に引き続き、平成２５年度に策定した「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自然に読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための取組を充実させます。

【事務事業】（４事業）

（14）学校図書館の充実　（指導室・教育総務課）
（15）子ども読書活動推進計画の推進　（図書館）
（16）子ども読書活動推進事業の充実　（図書館）
（17）図書館における学校支援事業の充実　（図書館）

基本施策５　学力向上対策の強化　**重点施策**

グローバル化が進展する中、変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力とともに、主体的に学習に取り組む態度を身に付けていくことが重要です。

そこで、児童・生徒が確かな学力を身に付けられるように、小中一貫教育の中で学力向上策をより一層明確にし､校内推進体制を整備･強化させる取組を充実させます。

【事務事業】（２事業）

（18）学力向上に向けた取組の推進　（指導室）
（19）教育環境の整備　（指導室）

基本施策６　体力向上・健康増進に向けた取組

科学技術や情報化が進展し、生活の利便性が向上したことに伴い、日常生活における身体活動がますます減少している中、児童・生徒一人一人が主体的に運動に取り組み、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を身に付けていくことが重要です。

そこで、２０２０年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえて、児童・生徒のスポーツへの関心を高め、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、体力向上や健康増進を進めることができるように、学校と関係機関が連携した取組を充実させます。

また、児童・生徒の健康管理と疾病等の早期発見を図るため、健康診断及び学校環境衛生に係る検査等を計画的に実施するとともに、食物アレルギー対策の強化など学校保健の充実を図ります。

さらに、児童・生徒の心身の健全な発達を図り、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上では、学校給食が重要な役割を果たしています。学校給食では、児童・生徒の健全な食生活の実現に向けて、魅力ある食育を推進するために活動の充実を図ります。

【事務事業】（４事業）

（20）スポーツ教育の推進　（指導室）
（21）学校における食育の推進　（指導室）
（22）給食センターが行う食に関する指導の推進　（学校給食課）
（23）学校保健の充実　（教育総務課）

（２）取組目標２

多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する

教育的な支援を必要とする児童・生徒が増加する中、そのニーズも多様化しています。

一人一人異なる様々なニーズに対応するため、教育環境の整備や指導内容・方法の充実を図るとともに、特別な支援が必要な児童・生徒における将来の自立や社会参加に必要な力の習得を目指した教育を行います。

基本施策７　特別支援教育の推進　**重点施策**

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を改善し、克服するための適切な指導や支援を進めることが重要です。

また、本市の特別支援教育は、障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象とし、一人一人が必要な指導や支援を受けられる教育を推進します。

そのために、関係機関との連携をより一層深め、各学校の状況に即した特別支援体制を構築します。

【事務事業】（８事業）

（24）特別支援教育の推進体制の強化	（教育総務課）
（25）巡回指導による学校等の支援の充実	（教育総務課）
（26）配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実	（教育総務課）
（27）特別支援学級介助員の配置	（教育総務課）
（28）特別支援学校との副籍交流の実施	（教育総務課）
（29）小中学校の特別支援教育体制の充実	（指導室）
（30）特別支援学級（固・通）による指導の充実	（指導室）
（31）特別支援教育指導補助員の配置	（指導室）

（３）取組目標３

学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する

児童・生徒の個に応じた教育を推進し、「生きる力」を確実に身に付けさせるためには、校長を中心として組織的に学校経営を推進するとともに、教員一人一人に、教育に対する熱意と使命感、豊かな人間性と協調性、実践的な指導力や社会性が求められています。

そこで、管理職の学校経営力や教員の資質能力の向上を図り、学校の自律的経営を推進させるとともに、地域の教育資源を最大限に活用して、魅力ある学校づくりを進めます。

基本施策８　特色ある学校づくりと学校運営の改善

学校教育の質的改善を図り、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを進めていくためには、学校や地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進するとともに、学校が直面している様々な課題に対し、ＰＤＣＡサイクル※（計画、実行、評価、改善の循環）を活用して、組織的に課題解決を図っていくことが重要です。

そこで、地域の人材の効果的な活用や開かれた学校づくりをより一層推進するとともに、学校評価システム※の充実を図り、組織的な学校運営の検証・改善を推進します。

【事務事業】（３事業）

（32）地域の人材活用の推進　（指導室）
（33）開かれた学校づくりの推進　（指導室）
（34）学校評価システムの充実　（指導室）

基本施策９　教員の資質・能力の向上

次の世代を担う児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、教員が児童・生徒一人一人の良さや可能性を引き出し、高めていこうとする熱意と、教育のプロとしての意識を持つとともに、各学校が意図的・計画的に個々の教員の教科等の専門性や指導力を高める研修等を推進することが重要です。

そこで、本市の教育課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、教員の経験や職層に応じた研修体制を一層整備するとともに、各学校のＯＪＴ推進体制を充実させます。

【事務事業】（３事業）

（35）教職員の研修等の実施　（指導室）
（36）研究奨励事業等の推進　（指導室）
（37）教職員研修センターの活用　（指導室）

（４）取組目標４

児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する

児童・生徒が学校施設で安心して学び、生活できるようにするためには、施設や設備等の環境整備が重要です。また、学校施設は、災害が発生した際には地域の避難所としての役割を果たす必要があります。そのため、老朽化した学校施設の計画的な改修や、天井等の非構造部材の耐震化を進め、安全で安心な環境を整備します。

施設・設備の老朽化が著しい３か所の学校給食センターについては１か所に集約し、食物アレルギー対応など新たな機能を備えた学校給食センターの整備を進めます。

このほか、教育活動に係る教材及び教具についても充実を図り、様々な学びの場が展開されるよう環境整備を進めます。

さらに、経済的理由により児童・生徒の就学が困難な家庭に対しては、教育の機会均等の確保から、基準に基づいて支援を行います。

基本施策 10　学校施設・設備の整備

学校施設は、児童・生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基幹となる施設です。このため、充実した教育活動を展開できるように施設環境を備えるとともに、快適で安全性、防災性、防犯性を備え、かつ、衛生的な環境を整える必要があります。

とりわけ、地震時の校舎・体育館の安全を図るためには、天井や照明機器など非構造部材の耐震化が重要であることから、特に、危険性の高い天井材の落下等を防ぐための耐震化を行います。

一方、老朽化している学校施設については、これまでどおり、順次、改修や改善を行います。

その他、学校施設全体の整備については、他の施設等も含めた市の全体計画の進捗状況を踏まえて、計画を策定します。

老朽化が著しい給食センターについては、食物アレルギーや災害時の対策など新たな課題に対応するため、新たに施設を整備する必要があります。このことから、平成２５年３月に策定した「あきる野市学校給食センター整備計画」に示す整備手法に基づき施設の整備を進めます。

【事務事業】（５事業）

（38）学校施設の非構造部材の耐震化の推進	（教育総務課）
（39）老朽化した学校施設の改修・改善の推進	（教育総務課）
（40）学校施設の計画的整備	（教育総務課）
（41）情報機器の整備	（教育総務課）
（42）新学校給食センターの整備の推進	（学校給食課）

基本施策 11　教育の機会均等などの確保

経済的な理由により就学や進学が困難な児童・生徒や、日本語を習得していないことにより学校生活等に影響がある外国人児童・生徒に対して、教育機会の均等などを保障していくことは重要なことです。次代を担う児童・生徒が、経済的理由やその他様々な事情により、就学、進学及び学校生活等に支障を生じさせることのないよう、就学援助や日本語指導講師派遣等の事業を推進することで、社会のセーフティネットを構築し、安心を与え、学習意欲の向上につながるよう支援します。

また、遠距離から路線バスを利用し、市立小中学校へ通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するための、通学定期購入費の補助や小宮地区の児童が利用するスクールバスの運行を継続して行います。

さらに、区域外就学等実態に配慮した就学の確保に努めます。

【事務事業】（４事業）

（43）外国人児童・生徒への支援の実施	（指導室）
（44）教育の機会均等の確保	（教育総務課）
（45）遠距離通学に対する支援	（教育総務課）
（46）実態に配慮した就学の確保	（教育総務課）

（５）取組目標５

家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

児童・生徒が様々な体験を積み重ね、心身ともに成長するためには、家庭、学校及び地域が一体となって、その成長に関わっていくことが必要です。

そこで、地域の特色を生かして、地域全体で学校を支援していく連携体制を整備し、活力ある学校づくりを進めます。

また、登下校時の児童・生徒の見守り活動においても、地域や学校との協働により実施し、更に充実を図ります。

基本施策 12　学校安全安心対策の強化

学校安全推進会議や学校安全講習会を実施し、学校を取り巻く現状等について共通理解を図り、スクールガードリーダー※、交通安全推進員※及び学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保に努めます。

また、災害発生時における各学校の初動対応を始めとした、児童・生徒及び教職員の安全管理や教育委員会の組織的対応について、様々なケースを想定した訓練と検証を実施することで、災害対応力を高めます。

さらに､災害時に児童･生徒を学校に留め置いた時のための食料などを備蓄します。

各学校においては、児童・生徒の安全を確保し、児童・生徒の危機予知・回避能力と、他者や地域社会の安全に貢献しようとする能力を向上させるとともに、家庭、学校、地域の関係機関が連携した、安全管理や安全教育をより一層充実させます。

【事務事業】（３事業）

（47）児童・生徒の安全確保・安全指導の推進　（教育総務課・指導室）

（48）児童・生徒通学安全対策の推進　（教育総務課）

（49）防災対策の推進　（教育総務課）

基本施策 13　学校支援体制の強化

家庭や地域の教育力を生かして、地域全体で学校教育を支援していく連携体制を構築していくため、学校の状況に即して学校支援地域本部事業を実施し、学校と地域が連携して学校教育を支援します。

【事務事業】（１事業）

（50）学校支援地域本部事業の充実　（生涯学習スポーツ課）

基本施策 14　教育情報の提供

市民の一人一人が必要な教育活動に参加し、充実したライフステージを積み重ねていくことができるよう、教育全般に係る様々な情報を広く提供します。

また、情報提供の手段として、教育広報紙に加え市ホームページを活用し、情報を取得する機会の充実を図ります。

【事務事業】（１事業）

（51）教育広報による教育情報提供の充実　　（教育総務課）

（６）取組目標６

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくりを推進し、自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援する仕組みを整え、様々な地域資源や学んだことを生かす学習活動を推進します。

また、「知の循環型社会」の実現を目指した学習の充実を図ります。さらに、地域の教育力を向上させるため、家庭、学校、地域がそれぞれ持つ機能を生かして、連携した仕組みづくりを進め、学習の成果を地域の教育活動に生かす機会や事業の提供を進めます。

基本施策 15　生涯学習活動の推進　**重 点 施 策**

自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援し、その成果を社会に還元できる「知の循環型社会」を目指した学習の仕組みを作り、学習成果の活用を推進する必要があります。

このため、生涯学習推進計画に基づき、豊かな生涯学習社会の実現に向けた確かな推進体制づくりと実行力のある事業展開を図ります。

また、学習成果を生かす機会や場の提供を図るために、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進する必要があります。

このため、市民との協働による学習機会の場づくりとして、図書館ボランティアの育成や生涯学習コーディネーターと団体や個人が連携した事業などの推進を図ります。

【事務事業】（２１事業）

（52）生涯学習推進計画の推進	（生涯学習スポーツ課）
（53）学習教育機関等との連携・協力による事業の推進	（生涯学習スポーツ課）
（54）民間教育事業者との連携・協力体制の充実	（生涯学習スポーツ課）
（55）図書館の広域的連携の推進	（図書館）
（56）寿大学の開催	（生涯学習スポーツ課）
（57）公民館における各種講座の充実	（生涯学習スポーツ課）
（58）障がい者等への図書館サービスの向上	（図書館）
（59）生涯学習推進体制の整備	（生涯学習スポーツ課）
（60）図書館資料の整備	（図書館）
（61）図書館資料提供事業の推進	（図書館）
（62）地域・行政資料の収集と情報提供の充実	（図書館）
（63）図書館レファレンス事業の充実	（図書館）
（64）図書館の電子情報提供の推進	（図書館）
（65）公民館施設・設備の整備・充実	（生涯学習スポーツ課）
（66）図書館施設・設備の整備・充実	（図書館）
（67）生涯学習コーディネーターの育成	（生涯学習スポーツ課）

（68）生涯学習人材バンク※の充実　（生涯学習スポーツ課）
（69）市民解説員養成事業の推進　（生涯学習スポーツ課）
（70）図書館ボランティアの育成　（図書館）
（71）生涯学習活動の支援　（生涯学習スポーツ課）
（72）市民企画講座の開催の支援　（生涯学習スポーツ課）

基本施策 16　スポーツの推進　**重 点 施 策**

「あきる野市スポーツ推進計画」では、基本理念として、『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』を掲げており、市民が生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を提供します。

また、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートによる国際交流やスポーツ団体・企業との連携によるスポーツイベントの実施など、スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを推進します。

【事務事業】（５事業）
（73）スポーツ推進計画の推進　（生涯学習スポーツ課）
（74）スポーツ活動の機会の充実　（生涯学習スポーツ課）
（75）スポーツ施設の整備・充実　（生涯学習スポーツ課）
（76）スポーツ活動を支援する環境の整備　（生涯学習スポーツ課）
（77）市の特性を生かしたスポーツ推進　（生涯学習スポーツ課）

基本施策 17　文化の振興

豊かな自然環境と歴史や文化を引き継いでいる本市の特性を生かし、市民が生涯にわたり、あきる野らしい芸術文化活動に取り組めるよう、社会教育関係団体等の支援、芸術家の育成、文化施設の利用及び市民同士の交流の機会を促進します。

また、マールボロウ市との国際交流や外国人アーティストの招へいなどにより、異文化交流を推進します。

【事務事業】（５事業）
（78）アートスタジオ五日市の活用の推進　（生涯学習スポーツ課）
（79）国際化推進体制の充実と関係団体への支援　（生涯学習スポーツ課）
（80）公民館における芸術文化の推進　（生涯学習スポーツ課）
（81）秋川キララホールの利用促進　（生涯学習スポーツ課）
（82）市民文化祭の開催・運営支援　（生涯学習スポーツ課）

基本施策 18　文化財の保護と活用の推進

市内に伝わる有形・無形の文化財の適正な保存を図るとともに、これら貴重な文化財を広く市民に公開し、活用することによって、先人たちが築いた歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育むことができるよう、事業の展開を図ります。

【事務事業】（５事業）

（83）文化財保護の推進　（生涯学習スポーツ課）
（84）文化財の活用の推進　（生涯学習スポーツ課）
（85）文化財の啓発　（生涯学習スポーツ課）
（86）伝統芸能保存活動の支援　（生涯学習スポーツ課）
（87）郷土学習の支援　（生涯学習スポーツ課）

基本施策 19　施設の効率的な管理運営

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、社会教育施設等が安全で、継続的に利用できるよう適正な管理運営を図ります。

民間企業の効率性、専門性、ノウハウなどを生かし、施設のより効率的・効果的な管理・運営を図るため、指定管理者制度の導入を進めるとともに、施設の計画的な改修・修繕を行い、市民のより快適で安全な利用を図ります。

【事務事業】（３事業）

（88）あきる野ルピアの指定管理者との連携・協力　（生涯学習スポーツ課）
（89）秋川体育館等体育施設の指定管理者との連携・協力　（生涯学習スポーツ課）
（90）学校開放・施設整備事業の推進　（生涯学習スポーツ課）

（7）取組目標７

家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

子どもたちが様々な経験を積み、地域の一員として、また次代のリーダーとして成長できるよう、家庭、学校、地域等がそれぞれの役割と責任を果たしつつ、連携・協力を深めながら青少年の健全育成を推進します。

基本施策 20　青少年の健全育成の推進　**重点施策**

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域はもとより、民間団体等の社会を構成する組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。

野外体験活動など各種事業を通じて、子どもたちに郷土への愛着、自然を敬愛する心、挨拶や人の話を聴く態度など規範意識を醸成します。また、これらの事業を担う団体等に対して支援を行い、青少年健全育成の活動を促進します。

このように、子どもたちが豊かな人間形成を図り、社会の一員として自立するための施策を進めます。

【事務事業】（６事業）

（91）青少年健全育成団体の支援　（生涯学習スポーツ課）
（92）青少年健全育成事業の推進　（生涯学習スポーツ課）
（93）地域リーダーの育成　（生涯学習スポーツ課）
（94）放課後子どもプラン※の推進　（生涯学習スポーツ課）
（95）地域の青少年野外体験活動への支援　（生涯学習スポーツ課）
（96）成人式の実施　（生涯学習スポーツ課）

基本施策 21　家庭教育の支援

家庭教育を取り巻く社会環境が変化する中、教育基本法では行政における家庭教育への支援の役割が示され、多様化するニーズに対応した支援の充実が求められています。

市では、地域全体で子どもの学びや家庭の教育力の向上を支えるネットワークを形成し、家庭における子育ての課題を把握し、情報の共有化を図り、生涯学習事業、公民館事業、図書館事業及びＰＴＡ活動などを通して、家庭教育の支援を推進します。

【事務事業】（４事業）

（97）　「家庭の日」推進事業の充実　（生涯学習スポーツ課）
（98）　公民館における家庭教育学級等の講座の開催　（生涯学習スポーツ課）

（99） あきる野市教育フォーラムの開催　（指導室）
（100）子育て支援事業（図書館）の推進　（図書館）

基本施策 22　幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園等における幼児教育の充実を図ります。

また、子ども・子育て支援法等の新たな制度に基づく幼児教育・保育を展開します。

【事務事業】（３事業）
（101）子ども・子育て支援新制度※施行に伴う事業展開　（児童課）
（102）私立幼稚園・保育所等への助成　（児童課）
（103）私立幼稚園児の保護者への助成　（児童課）

3　施策体系図

取組目標	施策番号	基本施策（◆は重点施策）	事務事業（103事業）				
「生きる力」を育む学校教育の推進							
【取組1】 小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する	1	いじめ不登校0（ゼロ）への挑戦◆	いじめ防止対策の強化	学校における教育相談体制の充実	学校と教育相談所との連携体制の充実	学校と適応指導教室との連携体制の充実	
	2	豊かな人間性を育む教育の推進	人権教育の推進及び啓発	道徳教育の推進	キャリア教育の推進	友好姉妹都市栗原市交流事業の実施	環境教育の推進
			図書館インターンシップ事業の充実				
	3	国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進	伝統・文化理解教育の推進	外国語指導員の活用	国際姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進		
	4	子ども読書活動の推進	学校図書館の充実	子ども読書活動推進計画の推進	子ども読書活動推進事業の充実	図書館における学校支援事業の充実	
	5	学力向上対策の強化◆	学力向上に向けた取組の推進	教育環境の整備			
【取組2】 多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する	6	体力向上・健康増進に向けた取組	スポーツ教育の推進	学校における食育の推進	給食センターが行う食に関する指導の推進	学校保健の充実	
	7	特別支援教育の推進◆	特別支援教育の推進体制の強化	巡回指導による学校等の支援の充実	配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実	特別支援学級介助員の配置	特別支援学校との副籍交流の実施
			小中学校の特別支援教育体制の充実	特別支援学級（固・通）による指導の充実	特別支援教育指導補助員の配置		
【取組3】 学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する	8	特色ある学校づくりと学校運営の改善	地域の人材活用の推進	開かれた学校づくりの推進	学校評価システムの充実		
	9	教員の資質・能力の向上	教職員の研修等の実施	研究奨励事業等の推進	教職員研修センターの活用		
【取組4】 児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する	10	学校施設・設備の整備	学校施設の非構造部材の耐震化の推進	老朽化した学校施設の改修・改善の推進	学校施設の計画的整備	情報機器の整備	新学校給食センターの整備の推進
	11	教育の機会均等などの確保	外国人児童・生徒への支援の実施	教育の機会均等の確保	遠距離通学に対する支援	実態に配慮した就学の確保	
【取組5】 家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する	12	学校安全安心対策の強化	児童・生徒の安全確保・安全指導の推進	児童・生徒通学安全対策の推進	防災対策の推進		
	13	学校支援体制の強化	学校支援地域本部事業の充実				
	14	教育情報の提供	教育広報による教育情報提供の充実				
生涯学習・文化・スポーツの振興							
	15	生涯学習活動の推進◆	生涯学習推進計画の推進				
			学習教育機関等との連携・協力による事業の推進	民間教育事業者との連携・協力体制の充実	図書館の広域的連携の推進	寿大学の開催	公民館における各種講座の充実
			障がい者等への図書館サービスの向上				
			生涯学習推進体制の整備				
			図書館資料の整備	図書館資料提供事業の推進	地域・行政資料の収集と情報提供の充実	図書館レファレンス事業の充実	図書館の電子情報提供の推進
			公民館施設・設備の整備・充実	図書館施設・設備の整備・充実			
			生涯学習コーディネーターの育成	生涯学習人材バンクの充実	市民解説員養成事業の推進	図書館ボランティアの育成	
			生涯学習活動の支援	市民企画講座の開催の支援			
【取組6】 市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する	16	スポーツの推進◆	スポーツ推進計画の推進	スポーツ活動の機会の充実	スポーツ施設の整備・充実	スポーツ活動を支援する環境の整備	市の特性を生かしたスポーツ推進
	17	文化の振興	アートスタジオ五日市の活用の推進	国際化推進体制の充実と関係団体への支援	公民館における芸術文化の推進	秋川キララホールの利用促進	市民文化祭の開催・運営支援
	18	文化財の保護と活用の推進	文化財保護の推進	文化財の活用の推進	文化財の啓発	伝統芸能保存活動の支援	郷土学習の支援
	19	施設の効率的な管理運営	あきる野ルピアの指定管理者との連携・協力	秋川体育館等体育施設の指定管理者との連携・協力	学校開放・施設整備事業の推進		
【取組7】 家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する	20	青少年の健全育成の推進◆	青少年健全育成団体の支援	青少年健全育成事業の推進	地域リーダーの育成	放課後子どもプランの推進	地域の青少年野外体験活動への支援
			成人式の実施				
	21	家庭教育の支援	「家庭の日」推進事業の充実	公民館における家庭教育学級等の講座の開催	あきる野市教育フォーラムの開催	子育て支援事業（図書館）の推進	
	22	幼児教育の推進	子ども・子育て支援新制度施行に伴う事業展開	私立幼稚園・保育所等への助成	私立幼稚園児の保護者への助成		

第４章　平成２６～２８年度の実施計画

取組目標１　小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

基本施策１	いじめ不登校０（ゼロ）への挑戦

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

児童・生徒が他者との関わりの中で人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。とりわけ、いじめや不登校といった課題については、人間関係や、家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密に図り、組織的に対応していくことが重要です。

そこで、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえて「いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止と早期発見、早期対応に重点を置き、学校における教育相談体制や学校と関係機関との連携体制を充実させます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づいて、各学校のいじめ防止対策を充実させます。

○学校の教育相談体制を生かした取組を充実させるとともに、教育相談所や適応指導教室等の関係機関との連携協力を深めさせ、いじめ・不登校対策を強化します。

・いじめ把握件数に対するスクールカウンセラー活用率５０％

・いじめ・不登校件数１０％減

・適応指導教室に在室している児童・生徒の年度末学校復帰率５０％

【取組方針】

○「いじめ防止基本方針」の策定に向けて、国や東京都、他の自治体の動向等を調査・検討し、あきる野市にふさわしい「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ問題対策連絡協議会を設置します。また、必要に応じて付属機関を設置します。

○各学校に、東京都や市の「いじめ防止基本方針」を受けた、「学校いじめ防止基本方針」を作成させます。

○各学校において、月１回の「いじめについて考える日」を実施させることにより、未然防止の取組を充実します。

○生活指導主任会やいじめ問題担当者連絡会等での情報交換や研修を充実させることにより、いじめ問題担当者等を中心に、年間３回のふれあい月間等による早期発見や、スクールカウンセラーを活用した早期解決など、組織的な対応が図れるようにします。

○長期欠席児童・生徒個人票を活用して、学校と関係機関で情報を共有化するとともに、適応指導教室で在籍校面談等を実施し、学校と同教室の連携を強化します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 1	いじめ防止対策の強化		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○「いじめ防止条例」及び「いじめ防止基本方針」の検討・策定 ○いじめ問題対策連絡協議会の検討・設置	○「いじめ防止基本方針」を踏まえた対応の充実 ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 2	学校における教育相談体制の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた校内組織の設置・運営 ○学校における「いじめ防止基本方針」の検討、策定 ○ふれあい月間等の調査を生かした取組の実施 ○長期欠席児童・生徒の個人票の活用 ○いじめ問題担当者連絡会等での情報交換と研修 ○教育相談担当者会等を通じたスクールカウンセラーの活用推進	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ○いじめ・不登校件数１０%減 ⇒ ⇒ ○いじめ把握件数に対するスクールカウンセラー活用率５０%

（事務事業番号） 3	学校と教育相談所との連携体制の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○スクールカウンセラーとの連携強化 ○関係部局とのカンファレンスの開催による情報交換と助言 ○特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒及び保護者との相談の充実	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 4	学校と適応指導教室との連携体制の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○年３回以上の在籍校面談の実施	⇒	○適応指導教室に在室している児童・生徒の年度末学校復帰率５０％

取組目標１　小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

基本施策２	豊かな人間性を育む教育の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

児童・生徒が社会の中でより良い人間関係を構築し、豊かな社会生活を送るためには、人権尊重の精神を基盤とし、自他を大切にする心や規範意識など道徳的価値に関する自覚を深め、道徳的実践力を高めていくことが重要です。

また、他者や社会、自然環境との豊かな関わりの中で、これらとともに生きていく態度や能力を身に付けていくことが重要です。そこで、人権教育の視点に立ち、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図るとともに、様々な自然体験や社会体験、交流活動を重視して、児童・生徒一人一人に豊かな人間性を育む教育を充実させます。

さらに、社会貢献活動を通じて、自らの適性を考える機会を提供するとともに、社会の一員としての役割や、人と人との関わりの中で他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

（指導室）

○各学校において、人権教育推進委員会での取組や、人権尊重教育推進校※の実践成果を生かした人権教育の充実を図ります。

○各学校における道徳の時間を基本とした、全教育活動における意図的・計画的な道徳教育をより一層充実させます。

○家庭・地域及び関係機関と連携した道徳授業地区公開講座※を充実させ、意見交換会参加者の増加を目指します。

○小中一貫教育の視点を踏まえたキャリア教育の充実を図ります。

○友好姉妹都市宮城県栗原市との交流事業を通して、他の地域の中学生と友好関係を深めるなど、様々な人と関わることのできる豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。

○家庭、学校、地域及び関係機関との連携を図り、あきる野市の豊かな自然環境を生かした環境教育や､児童･生徒に環境に配慮した行動力を身に付けさせるための教育活動の充実を図ります。

（図書館）

○図書館インターンシップ事業により、働くことへの関心を高めるとともに、社会人としての基盤を身に付けさせ、主体的な活動ができるよう取り組みます。

【取組方針】

○人権教育推進委員会において、人権教育の推進に向けた研修や啓発を行い、各学校の実践についての情報交換を充実させます。

○人権尊重教育推進校を指定し、人権課題に対する取組を充実させるとともに、全都を対象とした研究発表会を実施させ、各学校への実践成果の周知と活用を図ります。

○道徳主任会を通して、道徳教育推進教師を中心に、「心のノート※」や「東京都道徳教育教材

集」等の効果的な活用方法について共通理解を図り、各学校における道徳教育を充実させるとともに、道徳授業地区公開講座の実施に際しては、家庭・地域への周知と参加促進及び関係機関等と連携した内容の工夫・改善を図ります。

○キャリア教育推進委員会等を通して、発達段階に即したキャリア教育の全体及び年間指導計画の改善・充実を図るとともに、地域の事業所などの協力の下、学校における職場体験学習の充実を図ります。

○友好姉妹都市宮城県栗原市との連携を密に図り、中学生交流事業における生徒会活動や部活動の交流会を充実させます。

○小宮自然体験学校や地域の教育資源を活用した教育活動を推進するとともに、６月の環境月間において、家庭や地域と連携しながら、ＣＯ２削減など参加型の取組を推進します。

○事前学習や事後学習の充実により、図書館業務の理解を深めるとともに、働く意義を学ぶ機会を提供します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　5	人権教育の推進及び啓発		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○人権教育推進委員会の実施 ○人権尊重教育推進校の指定	⇒ ○人権尊重教育推進校発表会の実施	⇒ ○人権尊重教育推進校の成果の周知・徹底

（事務事業番号）　6	道徳教育の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○道徳主任会の実施 ○道徳授業地区公開講座の充実	⇒ ⇒	⇒ ○道徳授業地区公開講座の意見交換会参加者の増加

（事務事業番号）　7	キャリア教育の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○キャリア教育推進委員会等を活用した各学校のキャリア教育の充実 ○職場体験学習における受入れ事業先との連携強化	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号）　8	友好姉妹都市栗原市交流事業の実施		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○栗原市で開催	○本市で開催	○栗原市で開催

（事務事業番号）　9	環境教育の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○小宮自然体験学校や地域の教育資源等を活用した教育活動の推進 ○環境月間における各学校の実態に即した取組の推進	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号）　10	図書館インターンシップ事業の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○中・高生の職場体験の受入れ ○図書館司書実習の受入れ	⇒ ⇒	⇒ ⇒

取組目標１　小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

基本施策３	国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

グローバル化の進展の中で、自分たちとは異なる文化と共存し、国際社会の中で活躍していくためには、我が国や郷土の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、２０２０年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、外国の文化や言語について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度を育てることが重要です。

そこで、伝統・文化理解教育では、郷土の伝統・文化活動を積極的に活用し、学習活動や学校行事等に取り入れるとともに、地域の伝統・文化継承活動への参加を推進します。

一方、外国語教育においては、外部人材を効果的に活用してコミュニケーションの能力と態度を育成する教育を充実させるとともに、国際化に向けた環境を整備していきます。

また、国際姉妹都市である米国マールボロウ市との教育交流事業を推進し、国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育を充実させます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○日本の伝統・文化理解教育の推進については、平成２７年度開催予定の「全国地芝居サミット」への小・中学生の積極的な参加に向けて、各学校の状況に応じて、家庭・地域との連携や、支援体制の整備を進め、充実を図ります。

○ＡＥＴ※の派遣事業等の人的支援の活用を通して、小学校外国語活動及び中学校外国語科におけるコミュニケーション能力向上に向けた指導の充実を図ります。

○国際姉妹都市である米国マールボロウ市のウィットコムスクールの学生を受け入れ、また、市内中学生を派遣し、教育交流事業の充実を図ります。

【取組方針】

○日本の伝統・文化理解教育推進委員会における実践報告会を通じて、他校の実践例を参考にして、各学校が家庭・地域との連携した取組を充実させていくとともに、「全国地芝居サミット」への小・中学生の積極的な参加を促します。

○小学校外国語活動及び中学校外国語科において、全小中学校にＡＥＴを派遣し、外国の文化に直接触れる機会やティームティーチング※による指導の充実を図ります。

○マールボロウ市との教育交流事業については、国際交流活動団体であるあきる野ホストファミリークラブやあきる野市国際化推進青年の会等との連携・協力により、効率的・効果的な事業の推進を図ります。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 11	伝統・文化理解教育の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○日本の伝統・文化理解教育推進委員会における報告会の実施	○地芝居サミットへの児童・生徒の参加	○地芝居サミットでの経験を生かした、各学校の取組内容の充実

（事務事業番号） 12	外国語指導員の活用		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○全小中学校でＡＥＴを活用した外国語活動及び外国語科の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 13	国際姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】 【生涯学習スポーツ課】	○教育交流事業の実施	⇒	⇒

取組目標１　小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

基本施策４	子ども読書活動の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

子どもたちが個性を伸ばし、豊かな創造力を発揮して生活していくためには、読書に親しむ中で、語彙力を広げ、感性を磨き、思考力や表現力を高めていくことが重要です。

このことから、「第一次あきる野市子ども読書活動推進計画」に引き続き、平成２５年度に策定した「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自然に読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための取組を充実させます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

（指導室・教育総務課）

○学校図書館活用推進委員会やあきる野市子ども読書活動推進学校図書館関係者連絡会を通して、学校図書館の活用体制を整備するとともに、学校と市立図書館が連携して、児童・生徒の読書活動の充実を図ります。

○学校図書館整備の活性化及び効率化のため、図書館システム等によるネットワーク連携導入を視野に入れ、学校図書のデータ管理化について検討を進めます。

（図書館）

○「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」の重点目標に合わせ、小学校高学年から中学生、高校生の未読率の減少を図ります。また、図書館と学校図書館との連携を強化し、特に中学校図書館の充実、読書環境の整備に努めます。

○第一次計画で成果を上げたブックスタート等の事業を継続することにより、乳児期から絵本や読み聞かせに親しむ家庭環境の醸成に努めます。

○乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を継続して実施することにより、読書離れが懸念される年代までに、読書が習慣化するよう働きかけます。

○子どもの読書に関わる部署との情報の共有及び連携を深め、子どもの読書環境の整備を進めます。

・学校図書館使用回数の１０％増加

・学校図書館図書標準の達成率１００％

【取組方針】

○学校図書館の蔵書率を高め、学習支援機能を高めます。

○学校図書の整備状況や施設の状況等に応じた整備計画を立て、予算措置を行います。

○学校図書のデータ管理化に向け、先進地の事例等も参考にし、調査研究を行います。

○学校図書館活用推進委員会での研修及び情報交換を充実させるとともに、図書館補助員の全校配置により、推薦図書の選定や図書の修繕、本棚や掲示板等の環境整備、休み時間を活用した読み聞かせなどの取組を推進させます。

○第二次あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、未読率の高い中学生・高校生を対象にＹＡコーナー※の設置・充実と関連事業を展開します。
○第一次あきる野市子ども読書活動推進計画に基づいて実施してきたブックスタート事業※と、子ども読書の日関連事業を継続して実施します。
○幼児から小学校低学年までを対象とするおはなし会等の事業では、多くの市民が参加しやすい日程での実施を調整し、読書への興味を広げる機会の拡大を図ります。
○読書リストの作成や図書館ホームページでの紹介など、積極的な情報提供に努めます。
○子どもが集まる施設等へリサイクル本を寄贈し、本のある場所を増やします。
○病院等へブックスタート配布セットの見本を送るなど、読書活動推進に向けたＰＲを実施します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 14	学校図書館の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】 【教育総務課】	○学校図書館活用推進委員会の実施	⇒	○学校図書館使用回数の１０%増加
	○図書館補助員の配置	⇒	⇒
	○学校図書館の蔵書の充実	⇒	○学校図書館図書標準の達成率１００%
	○学校図書のデータ管理化に向けた検討	⇒	⇒

（事務事業番号） 15	子ども読書活動推進計画の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○子ども読書の日関連推進事業の継続実施	⇒	⇒
	○子ども読書活動連絡会の開催	⇒	⇒
	○関連機関・部署等の連携の強化	⇒	⇒
	○子ども読書活動の情報発信	⇒	⇒
	○図書館ＨＰの子ども読書のページの更新・充実	⇒	⇒

(事務事業番号)　16	子ども読書活動推進事業の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○中央ＹＡコーナーの設置 ○東部・五日市ＹＡコーナーの充実 ○ＹＡ読書リストの作成 ○おはなし会等事業の充実 ○関連施設の本のある場所づくりの検討	○各館ＹＡコーナーの充実 ○ＹＡ読書リストのＨＰ掲載 ⇒ ⇒ ○関連施設の本のある場所づくり	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

(事務事業番号)　17	図書館における学校支援事業の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○図書館ガイダンスの実施 ○団体貸出しの実施 ○学校図書館連絡会の開催 ○調べもの学習・総合的な学習支援 ○中高生対象資料の充実	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

取組目標１　小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

基本施策５	学力向上対策の強化

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

グローバル化が進展する中、変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力とともに、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが重要です。

そこで、児童・生徒が確かな学力を身に付けられるように、小中一貫教育の中で学力向上策をより一層明確にし、校内推進体制を整備・強化させる取組を充実させます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○学力向上に関わる施策の推進を通して、授業改善や授業改善を推進するための校内体制や教育環境を整備、充実させて、児童・生徒の学力の向上を図ります。

・「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」（以下「都学力調査」という。）における調査別平均正答率を下回る児童・生徒（以下「下位層」という。）の割合を５０％以下にする。

【取組方針】

○中学校区ごとに小中一貫教育の「基本方針」に即した取組を推進させて、児童・生徒の状況を踏まえた一貫性のある指導の充実を図ります。

○屋城小学校と御堂中学校区における言語能力向上推進事業や、東中学校区における学力向上パートナーシップ事業を推進させ、その成果を全校に発信し、各学校の学力向上に活用させます。

○各学校が作成した授業改善推進プランに関して、指導主事が各学校を訪問して、同プランの内容や取組方法について指導し、授業改善が組織的に推進されるように学校の体制を整備・強化します。

○学力向上を図るため、補充的な学習の時間を全校で設定し、実施します。

○学力調査結果に基づき、学力向上委員会において作成した授業プランを全校で活用します。

○学力向上委員会が中心となり、補充的な学習の時間に活用する資料等の作成に取り組み、全校で活用します。

○教員補助員を全校に配置し、児童・生徒一人一人に対するきめ細やかな指導を充実させます。

○情報教育推進委員会等を通して、ＩＣＴ※を活用した授業の充実を図ります。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 18	学力向上に向けた取組の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○中学校区ごとの基本方針に即した小中一貫教育の推進 ○言語能力向上推進事業と学力向上パートナーシップ事業の推進 ○授業改善推進プランの作成及び活用 ○全小中学校における補充学習の実施 ○学力調査結果に基づいて作成した授業プランの活用 ○学力向上委員会による学力向上に向けた具体策の提示、補充学習用のドリル作成	⇒ ⇒ ⇒ ○全小中学校における補充学習の充実 ⇒ ○補充学習用のドリルの活用	⇒ ○都学力調査における下位層を５０％以下 ⇒ ○都学力調査における下位層を５０％以下 ⇒ ⇒

（事務事業番号） 19	教育環境の整備		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○各学校の状況に即した教員補助員の配置 ○情報教育推進委員会の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒

取組目標１　小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

基本施策６　体力向上・健康増進に向けた取組

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

科学技術や情報化が進展し、生活の利便性が向上したことに伴い、日常生活における身体活動がますます減少している中、児童・生徒一人一人が主体的に運動に取り組み、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を身に付けていくことが重要です。

そこで、２０２０年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえて児童・生徒のスポーツへの関心を高め、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、体力向上や健康増進を進めることができるように、学校と関係機関が連携した取組を充実させます。

また、児童・生徒の健康管理と疾病等の早期発見を図るため、健康診断及び学校環境衛生に係る検査等の計画的な実施や食物アレルギー対策の強化など学校保健の充実を図ります。

さらに、児童・生徒の心身の健全な発達を図り、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、学校給食が重要な役割を果たしています。このことから、学校給食では、児童・生徒の健全な食生活の実現に向けて、魅力ある食育を推進するための活動の充実を図ります。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

（指導室）

○「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」（以下「都体力等調査」という。）の調査結果を踏まえ、児童・生徒の体力等の現状に合わせた学校の取組を充実させます。特に小学校における取組を充実させます。

○食育リーダー※を中心として、家庭、学校、地域及び関係機関が連携しながら、組織的に「食」に関する指導を推進します。

・小中学校全校全学年が都体力等調査の体力合計点で東京都の平均値を上回る。

（学校給食課）

○栄養教諭及び学校栄養職員が、各学校の校長のリーダーシップの下に食育リーダーを中心とした食育推進の取組を実施できるように支援します。

○地産地消の考えに基づき、学校給食に地場産の食材を積極的に用い、使用率を高めます。

○日本各地の郷土料理を提供することで、伝統的な食文化の普及に努めます。

○地場産の食材を活用した料理教室を児童・生徒と保護者を対象として開催し、料理を通じ、食についての興味、関心を深めます。

（教育総務課）

○食物アレルギー対策等の強化を図るため、学校内体制の充実、支援を行い、食物アレルギー対応マニュアルの検証などを行います。

○児童・生徒の心身の健康増進を図るため、健康診断を実施し、施設については、学校環境衛生基準に基づいた維持管理を行います。

○近年増加しているメンタルヘルスやアレルギー疾患などの対応について、より専門的な知識の習得や対応等を図るため、学校・保護者・関係機関等の連携について検討します。

【取組方針】

○体力向上委員会で、中学校区ごとに体力向上、健康増進に向けた具体策を協議させ、小中一貫教育を踏まえて共通した取組を推進します。

○各学校が、都体力等調査の結果を分析し、その分析結果を活用して計画した一校一取組等を通して、継続的に体力向上を図ります。

○食育リーダー連絡会において、各学校の実践を報告しあったり、給食センターから情報提供を行ったりすることで、「食」に関する指導の充実を図ります。

○各学校に設置した食育推進チームを中心に、組織的に「食」に関する指導を充実させます。

○栄養教諭及び学校栄養職員は、各学校における「食に関する指導の全体計画」及び「食に関する指導の年間指導計画」に基づいた食に関する指導を支援します。

○地域の農業関係機関と連携し、地域の農家が生産した野菜などを学校給食に活用します。

○学校給食が行われない夏休みを活用して、親子の料理教室を開催します。

○児童・生徒の健康診断、校医、薬剤師の配置、飲料水・プールの水質検査などを計画的に実施します。さらに、児童・生徒の心身の健康管理に努め、学校管理下で児童・生徒に対する災害が発生した際に、保護者の経済的負担の軽減を図れるように、日本スポーツ振興センター等の保険に加入します。

○学校、給食センターと連携し、「食物アレルギー対応マニュアル」等を活用し、食物アレルギー事故防止に努めます。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 20	スポーツ教育の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○体力向上委員会で中学校区ごとに策定した取組の実施 ○都体力等調査の結果を生かした一校一取組の推進 ○中学生「東京駅伝」の実施による体力の向上策の充実	○中学校区ごとの取組の充実 ⇒ ⇒	⇒ ○小中学校全校全学年が都体力等調査の体力合計点で東京都の平均値を上回る。 ⇒

（事務事業番号） 21	学校における食育の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○食育リーダー連絡会の実施 ○各校における食育推進チームの機能強化	⇒ ○食育推進チームを活用した取組の充実	⇒ ⇒

（事務事業番号） 22	給食センターが行う食に関する指導の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【学校給食課】	○栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する授業及び給食指導の実施の支援 ○地場産食材を活用した料理教室の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 23	学校保健の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○保健主任会、学校保健委員会等の学校内体制の充実と支援 ○学校環境衛生基準に基づいた施設の維持管理 ○児童・生徒の健康診断の実施 ○食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応と検証 ○メンタルヘルス等対策のための関係機関との連携の検討 ○保険加入	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ○連携組織の設置 ⇒

取組目標２　多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する

基本施策７	特別支援教育の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を改善し、克服するための適切な指導や支援を進めることが重要です。

また、本市の特別支援教育は、障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象とし、一人一人が必要な指導や支援を受けられる教育を推進します。

そのために、関係機関との連携をより一層深め、各学校の状況に即した特別支援体制を構築します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○各学校の校内委員会を中心とする特別支援教育の推進体制を整備・強化して、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を充実させます。

○全ての特別支援学級で、児童・生徒の実態に即した教育課程等の改善・充実を図るよう支援します。

・特別な支援が必要な児童・生徒の個別指導計画、個別の教育支援計画の作成率１００％

・ユニバーサルデザイン※の考えに基づく教室環境等の整備を全校全学級で実施

○各学校における校内委員会を中心とした特別支援教育の推進体制を整備・強化して、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を充実させます。

○特別支援教育推進計画を策定し、その計画に基づいた事業を実施していきます。

○各学校の実態等に即して巡回相談員や専門医を派遣するとともに、特別支援学級（固定）には介助員を配置します。

○就学相談委員会等を開催し、個々に必要な教育環境を提供します。

○就学（進学）支援シートを活用した、就学時期の支援を充実させます。

○副籍交流については､東京都の副籍交流ガイドラインに基づき､実施体制の整備を行います。

【取組方針】

○特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援学級担当者連絡会における、各学校の取組や課題に関する協議、研修会を充実させます。

○指導主事による学校訪問を通して、市内小中学校１３校の特別支援学級の教育課程の実施状況を把握し、児童・生徒の実態に即して支援します。

○特別支援教育検討委員会等を活用して「特別支援教育推進計画」を策定し、その計画に沿って推進体制を整備するとともに、各事業を実施します。

○学校の状況に即した専門医等の派遣や特別支援学級（固定）への介助員の配置により、適切な支援を行います。

○就学支援シート※等の作成及び活用を図るとともに、就学相談委員会において適切な就学先等の支援を行います。
○副籍交流について、保護者説明会の開催や校長会・副校長会などで啓発活動を行います。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 24	特別支援教育の推進体制の強化		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○特別支援教育推進計画の策定	○特別支援教育推進計画に基づいた各事業の実施	⇒

（事務事業番号） 25	巡回指導による学校等の支援の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○各学校の状況に即した専門医や臨床心理士の派遣	⇒	⇒

（事務事業番号） 26	配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○就学（転学）相談の実施 ○就学（進学）支援シートを活用した就学時期の支援の充実	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 27	特別支援学級介助員の配置		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○特別支援学級（固定）の状況に即した介助員の配置	⇒	⇒

（事務事業番号） 28	特別支援学校との副籍交流の実施		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○東京都の副籍交流ガイドラインに基づいた実施体制の整備	⇒	⇒

（事務事業番号） 29	小中学校の特別支援教育体制の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ○特別支援教育研修会の充実 ○校内委員会による特別支援教育体制の充実 ○個別指導計画、個別の教育支援計画の作成及び活用の充実 ○ユニバーサルデザインの考えに基づく教室環境等の整備	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ○作成率１００％ ○全学級での実施

（事務事業番号） 30	特別支援学級（固・通）による指導の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○特別支援学級担当者連絡議会での研修の充実 ○指導主事等の学校訪問による教育課程の改善	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 31	特別支援教育指導補助員の配置		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○個別指導計画の作成と活用を踏まえた指導の充実 ○実態に即した計画的な配置	⇒ ⇒	⇒ ⇒

取組目標３　学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する

基本施策８　特色ある学校づくりと学校運営の改善

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

学校教育の質的改善を図り、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを進めていくためには、学校や地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進するとともに、学校が直面している様々な課題に対し、ＰＤＣＡサイクルを活用して、組織的に課題解決を図っていくことが重要です。

そこで、地域の人材の効果的な活用や開かれた学校づくりをより一層推進するとともに、学校評価システムの充実を図り、組織的な学校運営の検証・改善を推進します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○総合的な学習の時間※を中心に、各地域の人材を効果的に活用した教育活動を充実させ、特色ある学校づくりを進めていきます。

○保護者・地域の方に学校の教育活動を公開する機会を増やし、開かれた学校づくりを推進します。

○ＰＤＣＡサイクルを明確にした学校評価等を組織的に実施させ、学校運営の改善・充実を図ります。

【取組方針】

○各学校や地域環境の実態に即し、総合的な学習経費等を配分して、地域の人材活用を推進します。

○教務主任会等を通して、学校公開や道徳授業地区公開講座、各種学校行事等の充実を図り、保護者・地域への教育活動の公開を推進します。

○情報教育推進委員会を通して、各学校のホームページの内容充実と積極的な更新を推進し、学校の教育活動を広く周知します。

○学校評価システムに関する全校学校訪問を実施し、各学校の取組状況に即した指導・助言を行います。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　32	地域の人材活用の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○各学校や地域の実態に即した総合的な学習経費等の配分 ○各学校における地域の人材活用の推進	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 33	開かれた学校づくりの推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○学校公開の充実 ○ホームページの有効活用の推進	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 34	学校評価システムの充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○学校訪問の実施による各学校の実態に即した学校評価の改善・充実	⇒	⇒

取組目標３　学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する

基本施策９　教員の資質・能力の向上

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

次の世代を担う児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、教員が児童・生徒一人一人の良さや可能性を引き出し、高めていこうとする熱意と、教育のプロとしての意識を持つとともに、各学校が意図的・計画的に個々の教員の教科等の専門性や指導力を高める研修等を推進することが重要です。

そこで、本市の教育課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、教員の経験や職層に応じた研修体制を一層整備するとともに、各学校のＯＪＴ推進体制を充実させます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○各種研修事業や研究奨励事業などをより一層充実させるとともに、各学校における校内ＯＪＴの推進体制を整備・強化することで、教員個々の課題や経験、職層に応じた資質・能力の向上に努めます。

・市内で毎年５人以上の東京教師道場※部員や都研究員等を輩出できる学校体制の確立

【取組方針】

○教職員研修センター指導員が若手教員に対して、授業観察及び指導・助言を行うことで、各学校の若手教員の課題に応じた指導を充実させます。

○都立あきる野学園等関係機関と連携して若手教員育成研修の充実を図り、３年間の研修後に東京教師道場部員等に積極的に立候補し、主体的に指導力を高めようとする教員を育成します。

○国や東京都の研究奨励校や市の研究推進校の指定等、研究奨励事業等を活用して、各学校の研究・研修を充実させるとともに、その成果を全校に対して広めます。

○ＯＪＴ推進モデル校を指定し、その成果を全校に周知するとともに、校内ＯＪＴに関する学校訪問を実施することで、各学校の教員個々の課題、経験及び職層に応じたＯＪＴの活性化を図ります。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 35	教職員の研修等の実施		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○若手教員育成研修の充実 ○教育課題研修や職層に応じた研修会等の充実 ○ＯＪＴ推進モデル指定校の指定 ○校内ＯＪＴに関する全校への学校訪問を実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	○毎年５人以上の東京教師道場部員や東京都の研究員等を輩出できる学校体制の確立

（事務事業番号） 36	研究奨励事業等の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○市の研究推進校等の指定 ○国や東京都の研究奨励校の指定	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 37	教職員研修センターの活用		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○指導員による年間３回の授業観察の実施	⇒	⇒

取組目標４　児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する

基本施策 10　学校施設・設備の整備

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～３２年度）

学校施設の非構造部材を耐震化します。また、施設・設備の老朽化の著しい部分を中心に改修や改善を実施していきます。校舎、体育館、校庭やプールなど、大規模な学校施設の整備については、市の公共施設の整備計画に基づき整備を進めます。

特に、老朽化が著しい３か所の学校給食センターについては、平成２５年３月に新学校給食センターの整備計画がまとまったことから、現在の給食センターを耐震診断結果を基にした耐震補強を行い、新学校給食センターが建設されるまで間運営するものとし、整備計画に基づいた新給食センターの整備を進めます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～２８年度）

（教育総務課）

○危険性の高い非構造部材の耐震化を優先して実施し、併行して老朽化の著しい部分を中心に改修（給食リフト、プール循環浄化装置、消防設備等）や改善（トイレの洋式化等）を実施します。

○学校施設の大規模な整備については、市の整備計画の進捗状況を踏まえながら推進します。

（学校給食課）

○整備計画で示された整備手法に基づき、ＰＦＩ事業※の導入準備を進めます。

○ＰＦＩ事業導入のためのアドバイザリー業者を選定し、実施方針を策定します。

【取組方針】

○国及び東京都の補助金を活用し、天井落下等の危険性のある非構造部材の耐震化を優先して実施します。その後、必要な非構造部材の耐震化を順次進めます。

○老朽化している施設の改修・改善については、実態を踏まえて優先順位を定め、整備します。

○新築又は大規模な改修から２０年以上経過し、老朽化している学校施設については、市の整備計画に位置付け、計画に沿って整備を進めます。

○アドバイザリー業者選定準備のため支援員を委託し、準備を行います。

○現在の給食センター施設は、耐震診断結果を基にした耐震補強を行い、新学校給食センターが建設されるまでの間運営します。

○各学校の実態に即した情報機器の整備を行います。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 38	学校施設の非構造部材の耐震化の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○優先度の高い非構造部材の耐震化の点検と設計	○優先度の高い非構造部材の耐震化の施工	○優先度の低い非構造部材の耐震化の点検と設計

（事務事業番号） 39	老朽化した学校施設の改修・改善の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○老朽化している学校施設の改修・改善	⇒	⇒

（事務事業番号） 40	学校施設の計画的整備		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○学校施設の計画的整備の資料収集 ○市施設全体の整備計画の進捗状況を踏まえた整備の推進	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 41	情報機器の整備		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○教員１人１台のパソコン配備に向けた体制整備 ○各学校の実態に即したＩＣＴの整備	○教員１人１台のパソコンの維持・管理 ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 42	新学校給食センターの整備の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【学校給食課】	○ＰＦＩ事業導入のためのアドバイザリー業者選定準備	○アドバイザリー業者選定 ○ＰＦＩ事業の実施方針策定準備	○ＰＦＩ事業の実施方針策定

取組目標４　児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する

基本施策 11　教育の機会均等などの確保

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

経済的な理由により就学や進学が困難な児童・生徒や、日本語を習得していないことにより学校生活等に影響がある外国人児童・生徒に対して、教育機会の均等などを保障していくことは重要なことです。次代を担う児童・生徒が、経済的理由やその他様々な事情により、就学、進学及び学校生活等に支障を生じさせることのないよう、就学援助や日本語指導講師派遣等の事業を推進することで、社会のセーフティネットを構築し、安心を与え、学習意欲の向上につながるよう支援します。

また、遠距離から路線バスを利用し、市立小中学校へ通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するための、通学定期購入費の補助や小宮地区の児童が利用するスクールバスの運行を継続して行います。

さらに、区域外就学等実態に配慮した就学の確保に努めます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

（指導室）

○各学校に在籍する外国人児童・生徒の状況に即して、日本語指導講師の派遣や日本語教室等を開設するＮＰＯ法人との連携を図り、外国人児童・生徒の日本の生活への適応や日本語の習得を積極的に進めます。

（教育総務）

○就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度により学用品費等を支給し、進学が困難な学生等については、育英資金貸付制度により学費の一部を貸与します。

○遠距離から路線バスを利用して市立小中学校へ通学する児童・生徒の保護者に通学定期購入費を補助し、小宮地区の児童のためのスクールバスを継続して運行します。

○区域外就学等実態に配慮した就学を許可します。

【取組方針】

○外国人児童・生徒の円滑な編入学に向けて、日本語指導講師の予算を確保するとともに、日本語教室等を開設するＮＰＯ法人と連携して、外国人児童・生徒の日本語教室への参加を推進します。

○学校、学校給食課との連携により、制度を周知し、就学援助及び育英資金制度の申請者に対して一定の審査を行い、学用品費等の支給、学費の一部を貸与します。

○遠距離からの通学者に対しては、補助金交付申請に基づき、通学定期代を補助します。

○小宮地区の児童のために、バス運行会社と委託契約を締結するとともに、添乗員を雇用し、スクールバスを運行します。

○区域外就学等については、申請に基づき、一定の審査を行い、就学の許可を行います。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　43	外国人児童・生徒への支援の実施		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○日本語指導講師用の予算の確保と学校派遣 ○日本語教室等を開設するＮＰＯ法人との連携の強化	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号）　44	教育の機会均等の確保		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○就学援助及び育英資金制度の実施	⇒	⇒

（事務事業番号）　45	遠距離通学に対する支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○通学定期購入費補助及びスクールバスの運行	⇒	⇒

（事務事業番号）　46	実態に配慮した就学の確保		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○区域外就学等の許可	⇒	⇒

取組目標５　家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

基本施策 12　学校安全安心対策の強化

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

学校安全推進会議や学校安全講習会を実施し、学校を取り巻く現状等について共通理解を図り、スクールガードリーダー、交通安全推進員及び学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保に努めます。

また、災害発生時における各学校の初動対応を始めとした、児童・生徒及び教職員の安全管理や教育委員会の組織的対応について､様々なケースを想定した訓練と検証を実施することで、災害対応力を高めます。

さらに、災害時に児童・生徒を学校に留め置いた時のための食料などを備蓄します。

各学校においては、児童・生徒の安全を確保し、児童・生徒の危機予知・回避能力と、他者や地域社会の安全に貢献しようとする能力を向上させるとともに、家庭、学校、地域の関係機関が連携した、安全管理や安全教育をより一層充実させます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○スクールガードリーダー及び交通安全推進員を配置します。
○各学期の終了時に学校安全推進会議や安全講習会を実施し、スクールガードリーダー、交通安全推進員､学校安全ボランティアとともに､地域ぐるみで児童･生徒の安全を確保します。
○災害発生時における教育委員会の組織的な対応について、訓練と検証により対応力を高めます。
○災害に備え、食料等を計画に基づき購入し、各学校へ備蓄します。
○生活安全・交通安全・災害安全の３つの観点から、各学校において地域の特性等を踏まえた安全管理体制を充実させるとともに、計画的に避難訓練等を実施し、児童・生徒に自助・共助の能力と態度を育てます。

【取組方針】

○警察ＯＢ３人をスクールガードリーダーとして雇用するとともに、シルバー人材センターと委託契約を締結し、交通安全推進員を配置します。
○スクールガードリーダーによる、通学路及び登下校時の校門周辺の見回り、校内の施設・設備の安全状況の確認、学校の防犯・安全体制に関する相談・助言などを実施します。
○交通安全推進員を市内３２か所に配置し、児童の登下校時における通学路及びその周辺地域における安全対策を行います。
○各学期の終了時に学校安全推進会議や学校安全講習会を開催し、学校を取り巻く現状の理解と対策について学び、スクールガードリーダー、交通安全推進員及び学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保に努めます。
○学期ごとに各学校で行っている通学路の点検報告を踏まえ、関係部署等と連携を図り、改善が必要な場合は、計画的に改善します。

○年１回、教育委員会と学校が連携した総合的な災害対応訓練を実施します。
○災害時のための備蓄については、５年間で児童・生徒及び教職員数の３割の１日分の食料などを計画的に各学校へ備蓄します。
○各学校は地域の実態に即したセーフティ教室を家庭･地域･関係機関と連携して実施します。
○各学校は安全管理及び安全教育に関する年間計画に基づいて、危機発生時の安全管理体制を整備・強化するとともに、安全教育を推進します。

【主な事業】（中期）

(事務事業番号) 47	児童・生徒の安全確保・安全指導の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】 【指導室】	○スクールガードリーダー及び交通安全推進員の配置 ○学校安全推進会議及び学校安全講習会の開催 ○各学校の実態に即したセーフティ教室の実施 ○各学校の年間計画に基づいた安全管理体制の整備・強化及び安全教育の推進	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒

(事務事業番号) 48	児童・生徒通学安全対策の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○通学路の安全点検	⇒	⇒

(事務事業番号) 49	防災対策の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○総合的な災害対応訓練の実施 ○計画に基づいた食料等の各学校への備蓄	⇒ ⇒	⇒ ⇒

取組目標５　家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

基本施策 13　学校支援体制の強化

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

家庭や地域の教育力を生かして、地域全体で学校教育を支援していく連携体制を構築していくため、学校の状況に即して学校支援地域本部事業を実施し、学校と地域が連携して学校教育を支援します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○現在、学校支援地域本部事業を実施している３校（一の谷小、多西小、屋城小）の学校支援地域本部による環境整備や登下校時の安全指導など、学校教育を支援する取組の充実を図ります。

○学校支援地域本部事業について、他の学校へ周知を図るとともに、意向調査により学校のニーズを把握し、支援の充実を図ります。

【取組方針】

○一の谷小、多西小、屋城小の３校における学校支援地域本部の運営を支援するとともに、各地域本部のスタッフ等で構成する学校支援地域本部地域教育協議会を開催して、効率的・効果的な運営方法等について協議を行い、学校と地域との連携による学校支援を推進します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　50	学校支援地域本部事業の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○学校支援地域本部の設置及び運営支援	⇒ ○学校意向調査の実施	⇒ ○新規開設の検討

取組目標５　家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

基本施策 14　教育情報の提供

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

市民一人一人が必要な教育活動に参加し、充実したライフステージを積み重ねていくことができるよう、教育全般に係る様々な情報を広く提供します。

また、情報提供の手段として、教育広報紙に加え市ホームページを活用し、情報を取得する機会の充実を図ります。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○提供する情報内容の充実と提供された情報の有効活用が図られるように､「目に留まりやすい」「手に取りやすい」「読みやすい（伝わりやすい)」をテーマに、教育広報紙の規格、記事内容、レイアウト等について検証します。

○広く市民に教育情報が届くよう、教育情報の発信方法について検討します。

【取組方針】

○年度ごとに掲載計画を作成し、記事内容の充実を図ります。

○読者の意見に基づく紙面及び発信方法を検討します。

○多機能携帯電話の普及に伴う、市ホームページを活用したデータ配信による情報伝達方法を検討します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　51	教育広報による教育情報提供の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【教育総務課】	○情報発信方法の検証 ○記事内容・規格・レイアウトの検証と試行	⇒ ⇒	○教育広報紙読者からの意見聴取

取組目標６　市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

基本施策 15　生涯学習活動の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援し、その成果を社会に還元できる「知の循環型社会」を目指した学習の仕組みを作り、学習成果の活用を推進する必要があります。

このため、生涯学習推進計画に基づき、豊かな生涯学習社会の実現に向けた確かな推進体制づくりと実行力のある事業展開を図ります。

また、学習成果を生かす機会や場の提供を図るために、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進する必要があります。

このため、市民との協働による学習機会の場づくりとして、図書館ボランティアの育成や生涯学習コーディネーターと団体や個人が連携した事業などの推進を図ります。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

（生涯学習スポーツ課）

○生涯学習推進体制の整備を進めるとともに、生涯学習推進計画の改訂を行い、新たな推進計画に基づいて生涯学習を推進します。

○学習教育機関等との連携協力による事業を推進します。

○寿大学や各種講座を開催し、その充実を図ります。

○公民館施設・設備の適正な維持管理を進めます。

○生涯学習コーディネーターや市民解説員の養成講座､生涯学習人材バンクの登録などを進め、人材の育成を図り、団体や個人が連携した事業を推進します。

○生涯学習活動を実施する団体との事業協力と、団体の活動への支援を推進します。

○学習成果を生かす機会や事業の充実を図るため、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進します。

○市民との協働による学習機会の場づくりや、市民の企画・運営による講座等の充実を図ります。

（図書館）

○市民との協働のまちづくりにおける地域の課題解決や循環型生涯学習の実現に向け、地域・行政資料を網羅的に収集し、提供できる環境の整備を図るとともに、インターネットを活用した情報の発信・提供に努めます。

○図書資料のＩＣタグ※化を推進し、資料の適正管理と効率的な運用を図ります。

○中央図書館には自動貸出機を配置するなど、利便性の向上に努めます。

○図書館連携・協力貸出等の体制強化を推進し、市民の利用可能蔵書数の拡大に努めます。

○電子化した資料の活用を拡大し、市民が求める資料の確実な提供に努めます。

○通常の方法では、既存の出版物や印刷物をそのまま読むことが困難な方に、図書館の資料・情報が提供できるように、ボランティアの協力を得ながら、ハンディキャップサービスの充実を図ります。

【取組方針】

○平成２６年度の生涯学習推進計画改訂に向け、生涯学習推進市民会議において検討を進めます。

○改訂した生涯学習推進計画に基づき、体系的な推進体制づくりと系統的な事業の展開を図るとともに、関係団体等と連携・協力を図りながら学習成果を生かした市民の活動の支援を進めます。

○各館の蔵書構成に配慮した図書館資料の整備を行います。

○市民要望を反映させた選書を行います。

○寄贈資料等の有効活用を図り、整備を進めます。

○ホームページ等を活用した資料・情報の提供を充実させ、利便性の向上に努めます。

○未所蔵資料の調査や協力貸出等の支援体制を維持・強化させ、市民が求める資料の提供に努めます。

○地域・行政資料の収集及びインターネットを活用した情報の発信・提供に努めます。

○資料に貼付したＩＣタグを生かした設備･機器の導入などにより､利便性の向上に努めます。

○市民の利用可能蔵書数の拡大を図るため、広域的図書館連携を継続して取り組みます。

○インターネット情報検索端末を継続的に配置し、インターネット情報の提供を推進します。

○障がい者サービス、児童サービスを始め、各種図書館サービスについては、ボランティアと協働し、市民の生涯学習活動の支援に取り組みます。

【主な事業】（中期）

(事務事業番号)　52	生涯学習推進計画の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○生涯学習推進計画の改訂	○生涯学習推進計画の推進	⇒

(事務事業番号)　53	学習教育機関等との連携・協力による事業の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○ＮＨＫ学園と連携した生涯学習事業の推進 ○高校や大学との連携をした事業の積極的推進	⇒ ⇒	⇒ ⇒

(事務事業番号)　54	民間教育事業者との連携・協力体制の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○各種団体等との連携・協力の充実	⇒	⇒

（事務事業番号） 55	図書館の広域的連携の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○西多摩広域行政圏８市町村図書館連携 ○八王子市・昭島市連携 ○八王子市大学図書館連携の拡充	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 56	寿大学の開催		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○寿大学秋川校、五日市校の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 57	公民館における各種講座の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○多くの市民が生涯学習に親しめるように各種講座等の実施 ○各種講座等の内容の充実	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 58	障がい者等への図書館サービスの向上		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○対面朗読の実施 ○録音資料の作成、郵送 ○機材貸出等のサービスを実施 ○図書館作製資料のDAISY※化	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 59	生涯学習推進体制の整備		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○生涯学習推進本部、生涯学習推進市民会議の開催・運営 ○生涯学習コーディネーターの会の運営支援	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 60	図書館資料の整備		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○資料のＩＣタグ化 ○資料管理部会による蔵書構成の調整と選書 ○リユース・寄贈資料の活用	⇒（五日市開架終了） ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 61	図書館資料提供事業の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○資料・情報提供の充実 ○協力貸出事業の実施 ○相互貸借事業の実施 ○国会図書館等資料調査事業の実施 ○国会図書館の電子資料サービスの研究	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 62	地域・行政資料の収集と情報提供の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○地域・行政資料の収集 ○新聞記事の収集・見出しの公開 ○デジタルアーカイブ※サーバーの更新 ○デジタルアーカイブコンテンツの追加公開	⇒ ⇒ ○デジタルアーカイブ運営計画の検討 ⇒	⇒ ⇒ ○デジタルアーカイブ運営計画の策定 ⇒

（事務事業番号） 63	図書館レファレンス事業の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○レファレンス研修の充実 ○契約データベースの精査 ○図書館使い方講座の開催 ○あきる野ふるさとはかせの作成	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 64	図書館の電子情報提供の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○電子書籍の導入検討 ○インターネット情報検索端末の提供	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 65	公民館施設・設備の整備・充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○施設・設備の適正な維持管理	⇒	⇒

（事務事業番号） 66	図書館施設・設備の整備・充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○中央図書館自動貸出機設置	○予約本無人提供システムの検討	○導入準備

（事務事業番号） 67	生涯学習コーディネーターの育成		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○養成講座の開催	⇒	⇒

（事務事業番号） 68	生涯学習人材バンクの充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○登録者の募集 ○登録者の活用方法の検討	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 69	市民解説員養成事業の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○市民カレッジ講座（２年間）の実施 ○市民カレッジ公開講座の実施 ○市民カレッジ講座受講生の増員	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号）　70	図書館ボランティアの育成		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○障がい者サービスボランティア養成 ○児童サービスボランティア養成 ○整架ボランティア養成 ○新規図書館サービスボランティアの検討 ○フォローアップ支援	⇒ ⇒ ⇒ ○新規図書館サービスボランティアの養成 ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ○新規ボランティアの活動開始 ⇒

（事務事業番号）　71	生涯学習活動の支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○社会教育関係団体等との事業協力体制の充実と活動支援	⇒	⇒

（事務事業番号）　72	市民企画講座の開催の支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○市民企画講座の実施 ○講座数・講座内容の充実 ○共催団体数の拡大	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

取組目標６　市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

基本施策 16　スポーツの推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

「あきる野市スポーツ推進計画」では、基本理念として、『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』を掲げており、市民が生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を提供します。

また、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートによる国際交流やスポーツ団体･企業との連携によるスポーツイベントの実施など､スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを推進します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○スポーツ推進のための組織、仕組み及び取組を更に発展させ、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、また、その活動を支援できる環境づくりを充実するため、スポーツ推進計画の進捗状況を検証し、必要に応じて、見直しの検討をします。

【取組方針】

○スポーツの果たす役割を常に念頭に置き、身近で、かつ、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進めます。

○市民と行政、さらには関係する組織や団体が連携･協働し、スポーツの推進に取り組みます。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　73	スポーツ推進計画の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○計画の推進と計画の進捗状況の検証	⇒	⇒

（事務事業番号）　74	スポーツ活動の機会の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○各世代ごとのレベルやニーズに合ったスポーツ活動の機会や場の充実	⇒	⇒

（事務事業番号） 75	スポーツ施設の整備・充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○施設の整備や附帯設備の整備・充実	⇒	⇒

（事務事業番号） 76	スポーツ活動を支援する環境の整備		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○指導者の育成や総合型地域スポーツクラブの支援	⇒	⇒

（事務事業番号） 77	市の特性を生かしたスポーツ推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○豊かな自然環境を生かしたスポーツの推進	⇒	⇒

取組目標６　市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

基本施策 17　文化の振興

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

豊かな自然環境と歴史や文化を引き継いでいる本市の特性を生かし、市民が生涯にわたりあきる野らしい芸術文化活動に取り組めるよう、社会教育関係団体の支援、芸術家の育成、文化施設の利用及び市民同士の交流の機会を促進します。

また、マールボロウ市との国際交流や外国人アーティストの招へいなどにより、異文化交流を推進します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○アートスタジオ五日市の活用を推進し、芸術家の育成と市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
○国際化推進体制の充実と関係団体への支援を行い、国際的な文化交流を推進します。
○秋川キララホールの利用の促進を図り、市民が芸術文化に触れる機会を充実させます。
○市民の生涯学習活動を推進するために、社会教育関係団体等への支援を充実させます。
○市民の芸術文化に対する関心を高めるため、市民団体による芸術文化活動に対する支援の推進及び、活動成果を発表する機会を充実させます。

【取組方針】

○版画の専門家等で組織するアートスタジオ五日市運営委員会と連携協力し､アーティスト イン レジデンス事業※の充実を図ります。
○国際交流団体であるあきる野ホストファミリークラブやあきる野市国際化推進青年の会の等との連携・協力により、マールボロウ市との文化交流を推進します。
○秋川キララホールの指定管理者との連携協力を推進して利用の促進を図り、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
○社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、市民団体の学習成果の発表の場を充実させます。
○市民が芸術文化活動に親しむ機会の拡充に努めます。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　78	アートスタジオ五日市の活用の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○アーティスト イン レジデンス事業の実施 ○版画教室の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 79	国際化推進体制の充実と関係団体への支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○国際交流団体への運営支援	⇒	⇒

（事務事業番号） 80	公民館における芸術文化の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○芸術文化振興のため市民との協働による事業の実施（絵画展、写真展等） ○市民団体の芸術文化活動に対する支援の充実	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 81	秋川キララホールの利用促進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○指定管理者制度による施設の適正管理と利用の促進	⇒	⇒

（事務事業番号） 82	市民文化祭の開催・運営支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○市民文化祭の実施 ○市民の交流と団体活動の成果発表の機会の充実 ○運営委員会の設置及び支援	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

取組目標６　市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

基本施策 18　文化財の保護と活用の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

市内に伝わる有形・無形の文化財の適正な保存を図るとともに、これら貴重な文化財を広く市民に公開し、活用することによって、先人たちが築いた歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育むことができるよう、事業の展開を図ります。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○市指定文化財「旧市倉家住宅」の修理を行い、文化財の適正な保存管理を推進します。
○五日市郷土館や二宮考古館のほか五日市地域交流センター等を有効活用し、文化財の公開・活用の充実を図ります。
○平成２７年度に「全国地芝居サミット」を開催し、農村歌舞伎や囃子（はやし）などの民俗芸能の継承を支援し、その振興を図ります。
○文化財講座の開催など、文化財関係の情報を提供して市民の郷土学習の支援を推進します。

【取組方針】

○五日市郷土館や二宮考古館、五日市地域交流センター等の既存施設を有効活用し、文化財の適正な保存・活用を推進します。
○文化財関係図書等を発行し、市の文化財や歴史の特質などの啓発を推進します。
○民俗芸能の保存団体、商工会、観光協会など関係団体と協働して、平成２７年度に開催する「全国地芝居サミット」における農村歌舞伎など市内の民俗芸能の公開を通して、その継承を支援します。
○図書館デジタルアーカイブなどを活用し、郷土の偉人等の情報を公開し、市民の郷土学習を支援します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　83	文化財保護の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○文化財の収集と適正な保存管理の実施	⇒	⇒
	○収蔵資料等の調査研究の実施	⇒	⇒
	○無形文化財の伝承支援	⇒	⇒
	○埋蔵文化財の調査・保護の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 84	文化財の活用の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○企画展等の開催 ○指定文化財の公開の推進 ○資料のデジタル化と活用の推進	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 85	文化財の啓発		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○文化財調査の実施 ○文化財図書の発行 ○指定文化財公開の支援	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

（事務事業番号） 86	伝統芸能保存活動の支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○地芝居サミット開催準備 ○芸能保存団体指導・助言 ○歌舞伎用具の保管・提供	○地芝居サミットの開催 ⇒ ⇒	 ⇒ ⇒

（事務事業番号） 87	郷土学習の支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○文化財講座、教室の開催 ○市民解説員研修及び社会科授業解説等の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒

取組目標６　市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

基本施策 19　施設の効率的な管理運営

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、社会教育施設等が安全で継続的に利用できるように、適正な管理運営を図ります。

民間企業の効率性、専門性、ノウハウなどを生かし、施設のより効率的・効果的な管理・運営を図るため、指定管理者制度の導入を進めるとともに、施設の計画的な改修・修繕を行い、市民のより快適で安全な利用を図ります。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○より多くの市民が既存のスポーツ施設を利用し、スポーツを楽しむことができるように、スポーツ施設の整備や附帯設備の整備を進めます。
○指定管理者制度により、施設の適正な管理と効率的・効果的な利用促進を図ります。
○必要に応じて施設・設備の改修・修繕を進め、市民のより安全で快適な利用を促進します。

【取組方針】

○計画的にスポーツ施設やあきる野ルピアの整備を行い、市民がより利用しやすい環境の充実を図ります。
○モニタリングの実施等により、指定管理者の適正な運営の検証・評価を進めます。
○市民が快適に施設を利用できるように、指定管理者との連携・協力を図ります。
○利用者アンケート等により、情報収集を行い、市民の生涯学習活動を支援します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　88	あきる野ルピアの指定管理者との連携・協力		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○指定管理者制度により施設の適正な管理と利用促進 ○空調設備の更新	⇒	⇒

（事務事業番号）　89	秋川体育館等体育施設の指定管理者との連携・協力		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○指定管理者との連携と協力	⇒	⇒

（事務事業番号）　90	学校開放・施設整備事業の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○整備点検の実施	⇒	⇒

取組目標７　家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

基本施策 20　青少年の健全育成の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域はもとより、民間団体等の社会を構成する組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。

野外体験活動など各種事業を通じて、子どもたちに郷土への愛着、自然を敬愛する心、挨拶や人の話を聴く態度など規範意識を醸成します。また、これらの事業を担う団体等に対して支援を行い、青少年健全育成の活動を促進します。

このように、子どもたちが豊かな人間形成を図り、社会の一員として自立するための施策を進めます。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

○青少年が市の自然や文化に触れる機会を提供し、郷土を愛する心を育成します。
○各種事業を開催して規範意識の醸成を図るとともに、健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくりを進めます。
○家庭の教育力、地域の教育力を更に高めます。

【取組方針】

○青少年健全育成地区委員会や中学校区健全育成推進会議等の青少年健全育成団体に対して補助金交付等を行い、その活動を支援します。
○関係団体との連携・協力により青少年健全育成のための各種事業を実施します。
○地域のボランティアとの連携協力により、放課後子ども教室を開催し、各種の事業を実施します。
○成人式を挙行し、成人としての規範意識の醸成を図ります。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号）　91	青少年健全育成団体の支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○青少年健全育成団体の活動の支援	⇒	⇒

（事務事業番号） 92	青少年健全育成事業の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○青少年健全育成事業の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 93	地域リーダーの育成		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○地域リーダー育成のための事業の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 94	放課後子どもプランの推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○放課後子ども教室の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 95	地域の青少年野外体験活動への支援		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○指導者の紹介、キャンプ用品の貸出し等の支援の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 96	成人式の実施		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○成人式の実施	⇒	⇒

取組目標７　家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

基本施策 21　家庭教育の支援

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～平成３２年度）

家庭教育を取り巻く社会環境が変化する中、教育基本法では行政における家庭教育への支援の役割が示され、多様化するニーズに対応した支援の充実が求められています。

市では、地域全体で子どもの学びや家庭の教育力の向上を支えるネットワークを形成し、家庭における子育ての課題を把握し、情報の共有化を図り、生涯学習事業、公民館事業、図書館事業及びＰＴＡ活動などを通して、家庭教育の支援を推進します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～平成２８年度）

（生涯学習スポーツ課）

○子どもたちの豊かな成長を支援するために、「家庭の日」推進事業の充実を図ります。

○子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指すため、家庭教育学級を始めとする子育てに関連する各種事業を実施します。また、子育てサークルと関係機関とが情報の共有化を図り、子育て環境の充実を進めます。

（指導室）

○家庭の教育力を向上させるために、関係機関と連携して、「教育フォーラム」の内容を充実させます。

（図書館）

○乳幼児から絵本に親しめるよう、「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づくブックスタート事業、子育て講座を始め各種事業を実施することによって、家庭での読書の楽しさを親子で共有し、読書環境づくりを通して家庭における子育て支援を行います。

【取組方針】

○家庭、学校、地域及び関係機関と連携を図りながら、「家庭の日」推進事業の内容の充実を図ります。

○子育て中の親を支援するため、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級の充実を図ります。

○子育てサークルや関係機関と連携・協力を図り、子育てに関連する事業の充実を図ります。

○小中学校ＰＴＡ連合会と連携して、「おとなが手本のあきる野市」というスローガンに基づくテーマを設定し、「教育フォーラム」を実施します。

○図書館では、一般の利用者と離れた場所で、子どもの様子を見ながら本を選んだり、子どもに読み聞かせができるスペースを確保したりするなど、配架の工夫、雰囲気づくりを行い、子どもを連れていても安心して利用できる環境を提供します。

○おはなし会などの事業等を通じて、参加者同士の情報交換や、図書館資料、ホームページ等からの情報提供により、安心して子育てできるよう支援します。

【主な事業】（中期）

（事務事業番号） 97	「家庭の日」推進事業の充実		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○「家庭の日」推進事業の実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 98	公民館における家庭教育学級等の講座の開催		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【生涯学習スポーツ課】	○家庭教育学級等の実施及び内容の充実 ○子育てサークルと関係機関との連携・協力	⇒ ⇒	⇒ ⇒

（事務事業番号） 99	あきる野市教育フォーラムの開催		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【指導室】	○小中学校ＰＴＡ連合会と共催した教育フォーラムの実施	⇒	⇒

（事務事業番号） 100	子育て支援事業（図書館）の推進		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【図書館】	○ブックスタート事業の継続 ○乳幼児対象事業の継続 ○親子で来館しやすい環境づくり ○子ども読書活動の情報発信 ○図書館ＨＰの子ども読書のページの更新・充実	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

取組目標７　家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

基本施策 22　幼児教育の推進

【７年間の目標】（長期ビジョン　平成２６年度～３２年度）

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園等における幼児教育の充実を図ります。

また、子ども・子育て支援法等の新たな制度に基づく幼児教育・保育を展開します。

【３年間の目標】（中期ビジョン　平成２６年度～２８年度）

○子ども・子育て支援新制度施行に伴い、計画を策定し、必要な事業を行います。
○保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園児の保護者に適切な補助を行います。
○私立幼稚園の運営に必要な助成を行います。
○私立認可保育所等の運営に対する助成を行います。

【取組方針】

○乳幼児期は、幼稚園教育要領や保育所保育指針において、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるとされており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行いきます。

【主な事業】（中期）

(事務事業番号)　101	子ども・子育て支援新制度施行に伴う事業展開		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【児童課】	○計画策定	○事業展開	⇒

(事務事業番号)　102	私立幼稚園・保育所等への助成		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【児童課】	○幼稚園預かり保育委託事業の継続 ○幼稚園教育振興費補助金、幼稚園等特別支援教育事業補助金及び幼稚園協会研修費補助金の交付 ○民間保育所整備助成、民間保育所に対する補助金交付及び運営費支給、認証保育所及び認定こども園への補助金交付	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

(事務事業番号) 103	私立幼稚園児の保護者への助成		
実施年度	２６年度	２７年度	２８年度
取組内容（目標） 【児童課】	○幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金の交付	⇒	⇒

《 資料 》

１　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会設置要領

２　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会委員名簿

３　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定の経過

４　用語の説明

５　主な基礎データ

６　法令関係

資料１　　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会設置要領

（設置）
第１条　あきる野市の教育振興基本計画として、あきる野市教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するに当たり必要となる事項を検討するため、あきる野市教育基本計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　策定検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。
（１）教育基本計画の体系に関すること。
（２）教育基本計画の施策及び事業に関すること。
（３）前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（組織）
第３条　策定検討委員会は、委員１０人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。
（１）教育委員
（２）社会教育委員
（３）あきる野市立小中学校ＰＴＡ連合会の代表者
（４）あきる野市公立小中学校校長会の代表者
（５）市職員
（委嘱等）
第４条　委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。
（委員長等）
第５条　策定検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　策定検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　委員長は、必要と認めたときは、関係職員の出席を求めることができる。
（検討部会）
第７条　第２条の所掌事項について、必要な調査、研究及び検討を行うため、策定検討委員会の下に検討部会を置く。
２　検討部会の部会員は、教育委員会事務局課長級職員で組織する。
３　検討部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定め、副部会長は、部会長が指名する。
４　部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に、部会員以外の者の出席を求めることができる。
５　検討部会は、調査、検討の経過及び結果を策定検討委員会に報告する。
（報告）
第８条　策定検討委員会は、教育委員会に対し必要に応じて検討経過を報告するとともに、検討結果を報告する。
（庶務）
第９条　策定検討委員会及び検討部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附　則

この要領は、平成２５年５月１日から施行し、第８条に規定する検討結果報告のあった日の翌日をもって廃止する。

資料２　　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会委員名簿

No.	氏　名	所属等	備　考
1	宮林　　徹	教育長	委員長
2	高橋　志夫	あきる野市公立小中学校校長会会長	副委員長
3	遠藤　隆一	あきる野市社会教育委員	
4	松村　達也	あきる野市立小中学校ＰＴＡ連合会会長	
5	鈴木　惠子	教育部長	
6	新村　紀昭	指導担当部長	
7	山田　雄三	生涯学習担当部長	
8	森田　　勝	子育て担当部長	

資料３　　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定の経過

１　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会

開催日	実施内容
平成２５年 ７月２５日	第１回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会 ・会　場　庁舎５階　５０２会議室 ・内　容　①委嘱書及び任命書の交付 ②委員長及び副委員長の選出 ・議　題　①あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定について ②計画策定に当たっての日程等について
平成２５年 ９月２７日	第２回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会 ・会　場　庁舎５階　５０４会議室 ・議　題　①施策の体系について ②検討中資料の内容等について
平成２５年 １１月２０日	第３回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会 ・会　場　庁舎５階　５０４会議室 ・議　題　①基本施策の体系及び重点施策について ②教育基本計画第３章第１項重点施策までの内容について ③教育基本計画策定に向けた今後のスケジュールについて
平成２５年 １２月１３日	第４回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会 ・会　場　庁舎５階　５０５会議室 ・議　題　教育基本計画（素案）について
平成２６年 １月１７日	第５回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会 ・会　場　庁舎３階　３０１会議室 ・議　題　①教育基本計画（第２次計画）（案）について ②パブリックコメントの実施について

２　パブリックコメント

意見募集期間　平成２６年２月１日（土）から３月３日（月）まで

資料４　　用語の説明

【あ行】

アーティスト イン レジデンス事業

国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組

【か行】

学校支援地域本部（事業）

地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、ＰＴＡなどの関係者を中心として組織されるもので、「学校支援地域本部」の下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う事業

学校評価システム

学校が課題把握に加え、計画－実行－評価－改善のステップからなるマネジメントサイクルに従って、学校評価を計画的に実施し、評価結果の説明を通して学校関係者の理解を得るとともに、自校の教育の一層の充実、改善を行うための学校の組織体制

キャリア教育

児童・生徒に望ましい勤労観や職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育　　（望ましい勤労観・職業観の育成　東京都教育委員会）

グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

交通安全推進員

小学校の通学路上に立ち、児童の通学における安全確保に当たる者

心のノート

児童・生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして文部科学省が作成したノート。このノートは道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用するとともに、児童生徒が自ら書き込んだり、過程で話題にしたりするなど、生活の様々な場面で活用することができる。　　（文部科学省ホームページ）

子ども・子育て支援新制度

全ての子どもに良質な育成環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度

【さ行】

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体

就学支援シート・進学支援シート

就学支援シートは、児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。

進学支援シートは、小学校での支援情報等を中学校に引き継ぐために作成するもの。

生涯学習人材バンク

生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度

巡回相談

臨床心理士の資格を持つ巡回相談員が、小中学校を始め、幼稚園や保育園等を要請に基づき巡回し、行動観察や聞き取りを行い、教員や保育士等に、支援が必要な幼児、児童及び生徒に対する指導方法や関わり方などについて指導・助言を行う。

食育リーダー

食育推進の中核を担う者として各学校に置かれる者で、食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。

人権尊重教育推進校

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、東京都の委託事業として、指定校において人権尊重に関する研究実践を実施する学校

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家

スクールガードリーダー

警察官のＯＢで、警察経験を生かして、学校の防犯体制や学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う、教育委員会が委嘱した者

セーフティ教室

学校の授業や行事の中で、子ども自身に危険を避ける能力を身に付けさせることや非行を防止するため、警察署などの協力を得て実施する教室

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

総合的な学習の時間

従来の教科の枠を越えて、児童・生徒が自ら課題を見つけて取り組み、学び、調べ、考えることで、主体的な思考力、より良い問題解決能力を身に付けることを目指し、各学校が創意工夫して教える内容を決めて行う授業

【た行】

知の循環型社会

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する形態

適応指導教室

様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、学習指導などを行いながら、学校に戻るための手助けをするために設置された機関

本市では「せせらぎ教室」と称している。

ティームティーチング

数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態

デジタルアーカイブ

従来、紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。

東京教師道場

教員を対象に２年間継続的に指導・助言を行い、教科等の専門性を一層高めるとともに、指導的役割を担うことができる資質・能力を磨くための機関

道徳授業地区公開講座

学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの

特別支援教育

障がいのある児童、生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

図書館インターンシップ事業

中学生の職場体験、高校生・大学生の夏休みボランティア、司書課程受講者の図書館実習を実施する事業

【は行】

非構造部材の耐震化

震災時には、構造設計・構造計算の主な対象となる構造体（コンクリート造、鉄骨造等の躯体（くたい））に限らず、天井材等の落下による被害の恐れがある。そのため、この構造体ではない天井材、外装材、内装材、照明器具、書棚、窓ガラスやテレビ、ピアノ等についても落下防止や転倒防止を図る必要があり、これらの部材を構造体と区分して、「非構造部材」といい、この非構造部材の落下防止や転倒防止を図ることを非構造部材の耐震化という。

副籍交流

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域にある小中学校に副次的に籍を持ち、直接的・間接的な交流を通して、地域とのつながりの維持・継続を図る制度

ブックスタート事業

３～４か月健康診査時に絵本の配布と絵本の活用の大切さを説明する事業

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業

放課後子どもプラン

地域社会の中で､放課後等に子どもたちが安全で安心して､健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。

具体的には、放課後等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、体育館や校庭など学校の施設を活用して、地域の方々に協力いただきながら、学習、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動などを実施する事業

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計

【A】

ＡＥＴ

Assistant English Teacher の略で、日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと。

【D】

ＤＡＩＳＹ

Digital Accessible Information SYstem の略で、視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のために製作される、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格

【I】

ＩＣタグ

データの読み取りや書換えが可能なＩＣ（情報集積回路）を埋め込み、電波を使って情報の読み書きを行うことができるタグ（荷札）

ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

【O】

ＯＪＴ

On the Job Training の略で、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組のことをいう。ここでは、学校内における人材育成の取組を指す。　（「OJT ガイドライン」東京都教育委員会）

【Ｐ】

ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）、 Do（実行）、 Check（評価）、 Act（改善）の４段階を繰り返すことによって、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を図っていくこと。

ＰＦＩ事業

Private Finance Initiative の略で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業のこと。

【Ｙ】

ＹＡコーナー（ヤングアダルトコーナー）

主に１０代の中学生・高校生の利用者を対象とした図書等、コーナーの呼称

資料５　　主な基礎データ

（１）人口推計

	実数値				想定値	
	平成２２年（2010年）		平成２５年（2013年）		平成３２年（2020年）	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
１５歳未満	11,606	14.2	11,241	13.7	10,044	12.4
１５歳から６４歳	51,201	62.5	49,470	60.4	46,818	57.8
６５歳以上	19,045	23.3	21,163	25.9	24,138	29.8
計	81,852	100	81,874	100	81,000	100

この人口推計について
実数値は、あきる野市教育基本計画（平成２３年度から平成２５年度まで）の策定作業に入った平成２２年及び本計画（第２次計画）（平成２６年度から平成３２年度まで）の策定作業に入った平成２５年について、１０月１日を基準日として示しています。
想定値については、市の後期基本計画に示される想定値を準用しています。
なお、構成比については小数点第１位で、合計が１００％になるよう調整しています。

（２）　児童・生徒数の推移及び今後の推計

①　小学校

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
東秋留小	528	510	501	487	474	479	479	446	444
多西小	571	574	574	572	565	584	570	573	572
西秋留小	383	388	385	421	423	416	419	412	390
屋城小	273	280	277	275	286	294	302	320	327
南秋留小	663	624	591	565	531	533	513	504	490
草花小	637	643	674	668	689	714	705	701	683
一の谷小	186	184	180	181	178	169	176	184	200
前田小	334	310	316	321	321	289	293	294	284
増戸小	556	535	527	527	529	525	502	510	516
五日市小	550	561	544	551	528	497	492	440	440
戸倉小	34	27	20	平成25年4月1日から五日市小学校に統合					
小宮小	17	17	平成24年4月1日から五日市小学校に統合						
合計	4,732	4,653	4,589	4,568	4,524	4,500	4,451	4,384	4,346

②　中学校

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
秋多中	616	604	605	582	571	553	549	553	562
東中	524	523	530	538	553	577	553	541	520
西中	343	341	331	298	292	286	292	295	285
御堂中	263	289	311	327	340	360	368	366	378
増戸中	227	232	237	233	254	266	289	282	275
五日市中	332	308	303	306	308	300	296	300	271
中学校	2,305	2,297	2,317	2,284	2,318	2,342	2,347	2,337	2,291

③　小中学校

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
小中総計	7,037	6,950	6,906	6,852	6,842	6,842	6,798	6,721	6,637

平成25年までの数値は、5月1日の在籍児童・生徒数。
平成26年以降の数値は、平成25年5月1日の児童・生徒数を学年進行させ、新入生については、住民基本台帳を基に、全員が住所地の指定学校に就学することとし算出しています。

（３） 学校施設

① 小学校

平成25年5月1日現在

番号	学校名	建物敷地面積（㎡）	屋外運動場（㎡）	校舎面積（㎡）	体育館（㎡）	プール（ｍ×ｍ）		教室数	
						高学年	低学年	普通教室	特別教室
1	東秋留小	9,754	6,391	4,119	591	10×25		17	11
2	多　西小	6,267	10,910	3,724	591	10×25		18	7
3	西秋留小	8,746	10,481	3,365	591	10×25		14	10
4	屋　城小	8,038	10,226	3,260	601	11×25	6×10	12	12
5	南秋留小	7,363	9,000	3,925	601	10×25	6×8	18	10
6	草　花小	8,136	9,409	4,960	601	10×25		24	10
7	一の谷小	9,300	7,401	3,180	601	10×25		9	9
8	前　田小	7,557	7,207	3,662	601	10×25		12	14
9	増　戸小	5,155	9,286	4,223	615	10×25		18	12
10	五日市小	5,768	9,646	4,908	765	11×25		19	12
計１０校		76,084	89,957	39,326	6,158			161	107

② 中学校

1	秋多中	7,943	15,130	5,464	1,045	11×25	16	26
2	東　中	8,855	12,269	6,411	900	11×25	18	19
3	西　中	8,273	16,160	5,017	1,037	11×25	10	18
4	御堂中	7,928	15,877	4,445	1,065	11×25	10	15
5	増戸中	5,447	8,131	3,875	848	13×25	7	18
6	五日市中	7,888	11,593	4,827	970	13×25	12	20
計６校		46,334	79,160	30,039	5,865		73	116

（４）　生涯学習関連施設

平成25年5月1日現在

名　　称	所 在 地	開設年月	面積規模(㎡)	内　　容
中　央　公　民　館	二宮683	（本館） 昭和50年8月 （別館） 平成16年10月	（本館） 2,096 （別館） 923	本　館－団体活動室、ロビー、市民ギャラリー 研修室（４室）、和室（２室）、実習室 集会室、準備室、小会議室 別　館－研修室（５室）、第２工作室、音楽室 保育室 別　棟－第１工作室
秋川キララホール	秋川1-16-1	平成元年4月	3,580	客席数　７０２席（うち車椅子用２席） 楽屋（３室）、リハーサル室（１室）
あきる野ルピア	秋川1-8	平成7年10月	2,793	ルピアホール、展示室、ルピア会議室 ルピア集会室、ルピア産業情報研修室
五日市郷土館	五日市920-1	昭和56年11月	907	展示室、収蔵室、研修室 他
二　宮　考　古　館	二宮1151	平成2年8月	337	展示室、収蔵室 他
アートスタジオ五日市	戸倉300	平成5年4月	247	版画制作工房 他
中　央　図　書　館	秋川1-16-2	平成19年8月	3,477	蔵書数　242,485冊
東部図書館エル	野辺39-27	平成17年8月	1,375	蔵書数　82,149冊
五　日　市　図　書　館	五日市368	昭和53年10月	823	蔵書数　112,698冊
中　央　図　書　館 増　戸　分　室	伊奈1157-5	昭和59年4月	256	蔵書数　82,560冊
秋　川　体　育　館	二宮683	昭和54年5月	5,953	大体育室、小体育室、第1トレーニング室 第2トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場
五日市ファインプラザ	伊奈859-3	平成3年6月	5,477	室内プール、体育室、武道場、トレーニング室 第1研修室、第2研修室、第3研修室、幼児体育室
あきる野市民プール	原小宮353	昭和56年7月	2,978	屋内　25mプール 屋外　流水プール、スライダープール、 25mプール、幼児プール
いきいきセンター	雨間1946	平成4年10月	1,153	水着リフレッシュゾーン、トレーニング室 サウナ室、男女小浴場、集会室
油平クラブハウス	油平92-7	平成18年4月	353	和室2室（大1室、小1室）、第1・第2会議室
総合グラウンド	二宮東 1-11-2先	昭和45年4月	61,029	テニスコート（クレー）　6面、野球場　2面 ソフトボール場　3面、少年野球場　1面 クラブハウス　1棟
玉見ヶ崎 レクリエーション広場	小川東1-5先	平成5年5月	8,004	テニスコート（クレー）　4面、運動広場
市　民　運　動　広　場	(野球場) 二宮702-1 (相撲場) 二宮670-5	(野球場) 昭和52年4月 (相撲場) 昭和57年4月	16,845	野球場　2面、相撲場　2面
あきる野市民球場	原小宮353	昭和59年4月	16,500	野球場　1面（夜間照明　6基）
山田グラウンド	山田1-1	昭和62年4月	9,891	テニスコート（砂入り人工芝）　2面 野球場 1面管理棟 1棟
小和田グラウンド	小和田8	昭和62年4月	24,254	ソフトボール場　4面、休憩場　1棟
グリーンスポーツ公園	雨間1946	昭和54年4月	1,449	テニスコート（砂入り人工芝）　2面 ランニングバーン　1コース
グリーン運動広場	切欠1857先	昭和54年4月	16,310	少年野球場　3面（A面のみ少年サッカー可）

資料６　　関係法令

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

３　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（義務教育）

第五条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

２　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

３　国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

４　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

２　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、そ

の自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

２　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条　幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

２　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条　宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

２　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

（教育行政）

第十六条　教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

２　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

３　地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

４　国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第十八条　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

（平成二年六月二十九日法律第七十一号）

最終改正：平成一四年三月三一日法律第一五号

（目的）

第一条　この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（施策における配慮等）

第二条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（生涯学習の振興に資するための都道府県の事業）

第三条　都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一　学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二　住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三　地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四　住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五　地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

２　都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準）

第四条　文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

２　文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（地域生涯学習振興基本構想）

第五条　都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

２　基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

二　前項に規定する地区の区域に関する事項

三　総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四　前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五　その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

３　都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

４　都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

５　文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一　当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。
二　当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。
三　その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。
6　文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。
7　都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
8　第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。
（判断基準）
第六条　判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
二　前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
三　総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
四　生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
五　生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
2　文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては第四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
3　文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4　前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。
第七条　削除
（基本構想の実施等）
第八条　都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。
2　文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
3　経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
4　前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
5　前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
第九条　削除
（都道府県生涯学習審議会）
第十条　都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
2　都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
3　都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
4　前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
（市町村の連携協力体制）
第十一条　市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。
附　則
（施行期日）
1　この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　施行日前に第百四十五条の規定による改正前の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（次項において「旧生涯学習振興法」という。）第五条第四項の規定による承認を受けた同条第一項の基本構想は、第百四十五条の規定による改正後の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（次項において「新生涯学習振興法」という。）第五条第六項の規定による通知があった同条第一項の基本構想とみなす。

２　施行日前に旧生涯学習振興法第七条第一項の規定による承認を受けた旧生涯学習振興法第五条第一項の基本構想は、新生涯学習振興法第五条第八項において準用する同条第六項の規定による通知があった同条第一項の基本構想とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに　これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一四年三月三一日法律第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

あきる野市教育基本計画（第２次計画）

平成２６年３月発行

編集・発行　　あきる野市教育委員会
〒１９７－０８１４
東京都あきる野市二宮３５０番地
電話（０４２）５５８－１１１１（代）